

『東海教師教育研究』第20号

Tokai Journal of Teacher Education

No.20 2005

特別企画

会報20号記念 東海私教懇の歩みを振り返って	渡 辺 正	3
------------------------------	-------	---

論 説

教育実践活動を踏まえた学校施設整備の課題 —教育方法と関連した学校の物的環境づくり—	笠 井 尚	5
---	-------	---

私の教育実践

教職科目「総合演習」で学ぶ「学び」の方法 —シャランによる Group Investigation の適用	杉 江 修 治	12
--	---------	----

記 録

東海3県教育委員会との懇談会		21
平成16年度文部科学省教員の資質向上連絡協議会 ②中部・関西ブロック分科会報告	宮 川 充 司	45

図書紹介

今井康雄著『メディアの教育学 —「教育」の再定義のために—』 (2004年、東京大学出版会)	太 田 明	47
---	-------	----

東海私教懇2003年度事務局報告

2003年度活動報告、会計報告		50
2004年度活動計画、予算		54
加盟校名簿、役員名簿、規約		57

編集後記

〈論説〉

東海私教懇の役割

渡 邊 正

(愛知大学)

東海私教懇が設置されて20年を迎えるという。20年という年月の経過は組織的にも、社会的にもひとつの重要な節目であり、大変意義ある時期を迎えていると考えられる。

とくに、この間、学校教育は、いじめや不登校生の増加などを初めとする学校崩壊が指摘されるなど危機的狀態に直面し、教育内容の改編や教育指導方法の改善、社会の変化に対応した教育改革の取り組みが行われてきたが、その過程で、教師の資質の向上や教育力、指導能力についての改革についても重要な課題になってきた。そうした状況の下で、戦後の教員養成の基本的な制度のあり方である開放制教員養成制度の担い手である大学の役割はきわめて大きいものがある。

東海私教懇の発足直後から十数年の間、勤務大学の担当者として、また途中で東海私教懇の事務局に携わるとともに、全国組織である全私教協の役員と研究ワーキンググループの世話人を担当した一人として、当時を振り返りながら、特に印象の強い2、3の点を中心にあらためて東海私教懇の存在意義と役割について私見を述べておくことにする。

まず、第一は、東海私教懇が組織された発足時のいきさつと組織的な性格についてである。教職課程を設置する大学関係者で、とくに教育学会に所属する教員を中心に教師教育のあり方について連携する全国組織の結成の話し合いが行われ、その地域支部組織を各地域の教育実習に関する組織を基礎にして組織化を図ることの方針が確認された。これに基づいて、東海地方でも関係者の協力によって組織化の努力が行われた。しかし、すでに愛知県では県教委のもとで教育実習の運営に関する組織体が形成されており、これとどのように関連づけた組織を結成するかについて、なかなか調整が困難であったという事情があったということである。

そこで、呼びかけ人になられた先生方を中心に教育実習運営組織とは別に、任意の参加で東海私教懇の立ち上げが行われた。そのために、当初は参加大学もそれほど多くなかったし、また全私教協の地域支部という形をとることができず、オブザーバー的な参加形式をとるという変則的な状態であった。しかし、当時の文部省では教員免許法の改正など教員養成のあり方を大幅に改革する動きがあり、各大学、短大においてもその動向に強い関心を持つことになり、また大学間の情報交換と協力関係の必要性がたかまり、全私教協の活動と連動した東海私教懇

の存在にも関心が寄せられるようになった。その結果、徐々に参加大学も増加しはじめ、愛知県だけでなく三重県、岐阜県内の大学からも加わり、一応、東海地区の大学をカバーする組織体になった。しかし、教育実習運営に関する組織とは別個に独立した形で、組織的には複雑な状態のままであった。全私教協の下に組織された他の各地区では地区内の大学をほぼ網羅して地域を代表する性格を持っているのに対して、東海私協懇は「一部の大学」による組織の性格を余儀なくされたのであった。

したがって、発足当初の事務局大学と運営委員の先生方は、会員大学の拡大と組織の確立に多大の努力をはらわれた。私が事務局を担当したときに、もっとも重点を置いた事業は、まず適切な情報を迅速に提供すること、開放制の教員養成制度を維持、充実を図るために参加大学が協力して教師教育の改善、改革を進めるための研究活動を活発に進めること、そして東海私教懇の組織強化と社会的認知を確立することであった。

情報提供については、全私教協とより連携を強化して文部省の政策情報や全国各地の動向など情報収集を行い、会報等で周知を図ることに努力した。また、研究活動については、積極的に全私教協の研究活動に関わり、その成果にもとづいて東海私協懇の取り組みに取り入れることにした。全国の関係者との研究交流などを企画するなど、当地区内に限定しないで出来るだけ開かれた活動と交流による活発化をめざした。

組織的にもっとも困難なことは、この地区で変則的な状態のままで、いかに東海私教懇を自立的な組織として社会的な基盤を確立し、教員養成と教師教育に影響力を構築するかということであった。そのために、愛知、岐阜、三重の東海三県、および名古屋市の教育委員会と教師教育に関する協議や研究会への協力などを働きかけ、私立大学の教職課程の役割の重要性、改善・改革についての研究と協力関係の形成に努力した。しかし、愛知県教委の下にある実習運営組織が実務的に影響力を持っている実情があり、はっきりとした関係改善の成果は十分にはなかった。これは、東海私教懇の発足当時の事情と組織的な性格につよく制約されたものであった。その後、これらがどのように改善されてきたか、正確には承知していないが、東海私教懇の重要な課題の一つである。

10年ほど前の教員免許法改正の際の課題の中心は、大学改革と連動した多様化改革に対応して、開放制の教員養成制度を維持し、質的に充実化を図るかと言うことで、各大学の共通の基盤があった。しかし、免許法改正による弾力化、多様化により各大学がそれぞれ個別にどのように対応するのか、また教員採用数の減少に対して各大学が競争状態に追い込まれるなど、教職課程の整備に関する個別的な対応が迫られることになっている。大学改革の名の下で組織合理化による教職課程の存廃が深刻化している今こそ、あらためて戦後の教師教育の原点である開放制教師教育の意義の再確認する必要がある。そして、長らく危機的状況にある学校教育の専門的な担い手である教師の質的向上に、大学はどのように責任を持って役割を果たすのか、重要な転換期に直面しているように思う。全私教協との連携を強め、東海私教懇が継続的に発展することを強く期待したい。

〈論説〉

教育実践活動を踏まえた学校施設整備の課題 —教育方法と関連した学校の物的環境づくり—

笠 井 尚
(中部大学)

1 学校建物の改革

本稿では、筆者が愛知県犬山市の小学校改築事業において行っている「教育活動を支援するための新しいタイプの小学校施設・設備」を計画する作業の一端を紹介しながら、学校の物的環境づくりの視点を明らかにする。学校の施設計画は、教育方法の実現や学校経営の戦略上、教員養成や教員研修においても目を向けられるべきひとつのテーマである。

近年、学校の建物は、とくに建築家の手によって見直される傾向にあるが、利用に基づいた建設という点では、未だ不十分な状態にある。これには、計画から設計委託、建設にいたる手続きの問題や、乏しい財政事情、様々な要求を反映させることの困難さなどが原因として考えられる。

それでも全国的に見わたすと、注目すべき学校施設改善の事例が存在する。例えば、滋賀県栗東町立栗東中学校では、トイレ改修に生徒を参加させることで、学校改善を実現した。新潟県聖籠町立聖籠中学校や埼玉県志木市立志木小学校、福岡市立博多小学校などは、地域との密接なつながりを可能にする新しい校舎建築を擁した事例としてよく知られている。

犬山市は、少人数学級や副教本の作成といった教育改革の活動で全国的にも注目されている自治体である。同市の小・中学校の建物の多くは老朽化しており、改築の時期が迫っているものもある。犬山市教育委員会では、現在進めている教育改革に基づいた学校改築を可能にするため、筆者ら研究者集団を利用した学校改築プロジェクトを立ち上げることにした。犬山市における小学校施設改築についての基本構想の検討が進行中である。とくに2003年度には、現場の教職員を中心に「学びの学校建築検討委員会」を組織して、犬山における次世代のよりよい小学校建築について検討し、新しい小学校施設構想のポイントを抽出した。以下では、この委員会で検討された構想素案における主要な論点について取り上げる。

2 職員室のあり方

「学びの学校建築」を検討するに当たっては、たたき台となる構想素案の「原案」を筆者の

ほうで作成した。そこでは、犬山市教育委員会事務局や学校現場の校長経験者、現職校長・教頭、一部の教員からのヒアリングを通して骨となる提案を考え、いくつかを盛り込んだ。このうち、2003年度における「学びの学校建築検討委員会」で中心的な議題になったのは、まず教員の居場所の問題である。

ヒアリングでは、「学年全体の児童を学年全体の教師で指導するというスタイルが望まれている」、「教師が子どもたちとなるべく近い距離に居られるようにすることがよい」等の意見があった。このため、原案においては、図1のような教員の居場所を設定した。これは、従来の職員室を廃し、職員の話し合いには「会議室」、休憩などには「教員控室」、資料作成などの作業のためには「印刷室」を別に設けることで、教員の基礎的な居場所は各学年ブロックに分散配置する計画である。

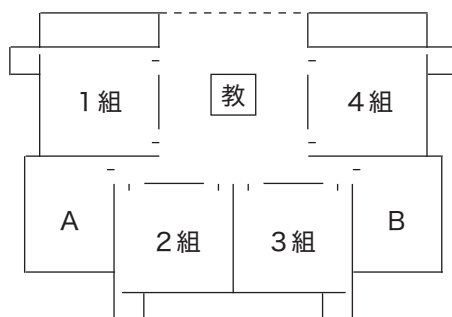


図1 学びの学校建築構想素案原案における教室まわりの提案図

この計画は、2003年9月23日付の中日新聞の記事では、図2のように報道され、さらに10月20日の同新聞の記事においては、図3のように紹介された。図1では教員の居場所を置くという「考え方」を示したに過ぎない。したがって、学年ブロック中央の「教」が、ブロックの近接場所のどこに置かれるか、そのつくりをどうするかは十分に検討の余地のあることとして示したつもりであった。しかし、9月23日の記事で描き込まれた4つの「教員の机」や、10月20日の記事ではさらに進んで示された児童の「監視」にさらされる「切り取って置かれた職員(室)」は、図1が一般に理解されるとき「学年ブロック職員室」についてのイメージを物語っていたと思われる。中日新聞の記事は、全般的には原案の内容について批判するものではないので、価値判断が含まれているわけではない。しかし、ここに描かれたような直接的なイメージが、委員となった教職員の中にも同様にあり、提案の趣旨には賛同が得られたものの、現在の職員室からのあまりに大きな変化を、図2や図3のようなものと感じて違和感も表明された。

すでに職員室を廃した事例としては、福岡市立博多小学校の2学年共同の教員コーナーがある。博多小学校は、教室とフリールーム、アルコーブなどが壁のない一体的な空間として広がっているオープンスペースタイプの構造である。2階から4階までの各フロアにおいては、2

犬山市の校舎改革の新構想

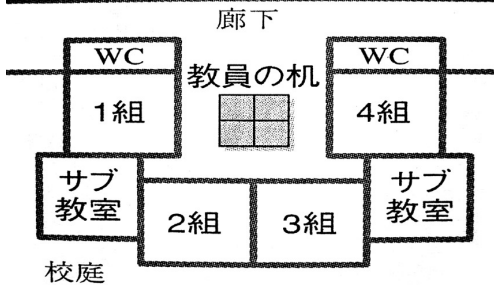


図2 『中日新聞』(2003年9月23日)に掲載された図



図3 『中日新聞』(2003年10月20日)に掲載された図

学年の教室その他のオープンになったスペースが連続的に広がっており、その中央部に図4のような教員コーナーが設けられている。低いカウンターでソフトに仕切られた向こうに教員の机が並んでいるが、それらは図2、3からイメージされるものとは少し違う雰囲気をもっている。



図4 福岡市立博多小学校の教員コーナー

望ましい教員スペースについて考えるに当たっては、教員が1日の活動においてどのように移動し、どこで仕事をしているか(どこで休憩しているかということも重要)ということを見ておく必要がある。議論の中では、旧来の職員室の重要性が強調された。なぜなら、教員が各教室に向かう前に、職員室で朝の打ち合わせをすることが1日の仕事には不可欠だと考えられたからである。しかし、同市のある小学校で、実験的に朝の口頭での打ち合わせをなしにしてみたところ、学校教育活動にとくに支障があるわけではなかった。朝(や休み時間、放課後)に教員同士で交わされる職員室での会話の中で、学校教育活動において重要な情報交換がなされる、という印象が各教職員にはある。一概には言い切れないものの、このような「習慣」も必然的なものであるかどうかは、自明ではないかもしれない。もっとも、職員室をどうするか

ということは、教員の持つ文化と密接に結びついていて、その扱いについては慎重に検討する必要があることが委員会の議論の中でも確認されている。

3 安全性の確保に関する議論

検討委員会における議論の中で扱われたもうひとつの大きな論点は、学校施設の安全管理であった。実際、夜間に学校の敷地内への侵入者があって、いたずらの形跡があるなどの状況から、新しく構想する学校をいかに安全なものとするか、ということにおいて、意見が集中した。この問題に関心が集まったのは、近年各地で起こった事件の影響が大きいと考えられる。職員室の廃止や昇降口の各教室設置などの原案における提案には、この点からは疑問が提示された。

文部科学省を中心に、これまで「開かれた学校」がつくられる方向で施策は展開されてきた。しかし、京都市立の小学校（1999年12月）や、大阪教育大学附属小学校（2001年6月）で起きた児童殺傷事件によって、学校施設の安全管理、中でも防犯対策のあり方が改めて問われることになった。

学校現場でもこの問題には大変敏感になっており、小学校を地域社会に開くことについて、理念的には賛成者が多いものの実際の学校のつくりということになると、「閉じた」構造が望まれる。

文科省では、2001年8月31日、都道府県教育委員会に向けて「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目（例）の改定について」を通知した。①立て札や看板等による案内・指示、入口や受付の明示、②登下校時以外の校門の閉鎖など入口の限定、③来訪者の確認方法についての具体的な項目を増やすなど、2000年1月の通知が見直されている。2002年11月「学校施設の安全管理に関する調査研究協力者会議」の報告書では、施設・設備上の防犯対策の視点として、①不審者を抑止することのできる施設計画、②敷地内・建物内外の見通しの確保と門・囲障の設置、③不審者の侵入時の校内相互や警察・消防への連絡・通報システムの導入などが盛り込まれた。

このような状況を受けて、検討委員会では、従来のような職員室と教室のあり方が望ましいのではないかという意見が出された。しかし、原案にあるような教員の分散配置は、職員室からの一括管理に比べれば、教職員の目が学校のいろいろな部分にまで届くシステムであるとも言える。それぞれの教員コーナー間や校長・教頭、学校事務職員などとの緊急時の連絡をスムーズに行いさえすれば、中央の職員室で管理するやり方のほうがよいとは必ずしも言えない。

学校の安全性を犠牲にしてまで、外部への開放を優先することが望まれるわけではない。それでも、教職員が不審者対策の多くを担うことは、あまり適切とは考えられない。コストや実効性の点から見ても、教員の役割が依然として児童・生徒の指導であることからしても、本当の緊急事態に備えるためには専門職員の配置を考える必要がある。もちろん、教職員や地域住民の目によって、事件を未然に防止する対策がとられることを否定するものではない。問題は、この点に話が及ぶと思考停止のような状態になって、よりよい学校施設を考えようとする動機

づけすら失われてしまうかのように見えることである。

4 新しい教育活動の構想

他にも原案の作成の過程では、いくつもの提案を考えて盛り込んである。とくに重要なのは、犬山市におけるこれまでの教育改革を踏まえることとしたことである。全国的に見ても、校舎建築の構想は、一部の例を除いて、学校現場の教育活動や教委の展開する教育施策とは別の文脈で進められることが多い。

教育活動に資する校舎建築のあり方とは、教育活動と物的条件が相互に影響しあって、よりよい教育を目指すことができるような様式である。展開したいと考える教育活動を可能にするための施設計画を練るという方向と、それとは逆に、新しい建築の仕掛けが興味深い学習活動を作り出すことが考えられる。

犬山市の近年における学校改革の状況を示すと図5のようになる。図には、○で囲んだ近年の特徴的な教育・学習活動と□で囲んだ近年の学校施設改築の事例を、構想素案を検討する際に考察の軸とした三つの視点「学びの教室」「生活の場」「学びの共同体」に位置づけて示してある。このうち、ここでは、図書館の利用を例に、施設計画がいかに教育活動を構想することにつながるのかという点について見ておきたい。

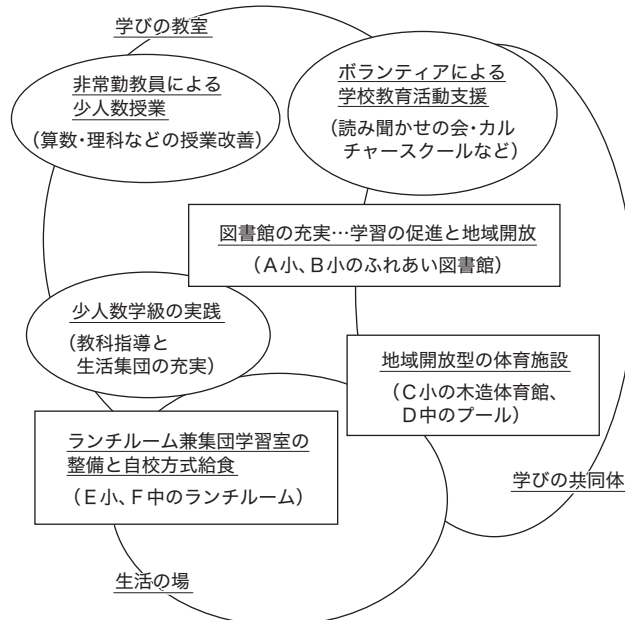


図5 犬山における近年の教育活動と施設改築

「ふれあい図書館」とは、小学校の図書館に増設する形で設けられた地域開放型の図書館であり、現在までに2館が設置されている。それらの性格としては、市の中央図書館の分館とし

での位置づけが与えられている。今後考えられなければならないのは、児童や地域住民の学習活動において、よりよい利用を促進するためには、既設の小学校の図書館とふれあい図書館とが、どのようなかたちで協力して運営を行っていくのかという問題である。

新しく改築される今後の小学校においては、図書館は学校の中心的な存在となるべく、配置においても学校の中心部に置かれることが望ましい。しかし、中心におけば、開放エリアと非開放エリアの線引きが難しくなり、児童と住民の図書館利用がスムーズにいかないという新たな問題も生じかねない。蔵書計画、IT環境の整備も、重要な検討課題である。総合的な学習の時間との兼ね合いでも、調べ学習に適した図書館のあり方、プレゼンテーションの設備を備えた（普通・特別）教室環境を考える必要がある。このとき、図書館を設置するだけでは不十分であり、どのような書物や資料を備え、どのような運営スタイルで子どもの学習利用をどのように進めるかということが検討される必要がある。実際、検討委員会で視察に訪れた他地域におけるいくつかの小学校では、学校の建物は大変立派に建てられていたのに、図書館の存在と蔵書においてあまり考えられているようには見られなかった。

それらのことは、現存の図書館においても、検討すべき内容であって、施設を新しくするまでそのままにしておいてよいものではない。そのような意味では、新しい学校の計画は、同時に、整合性のある施策として市内の他の学校においても可能な限り展開していく必要がある。教室配置の見直しによって図書館を少しでも学校の中心に移動するとか、蔵書の見直し、中央図書館等との相互貸借の活性化など、現存の学校図書館でも検討できるものについては考え、それが改築の際にも生きてくることが望まれる。

これと同様に、学校施設が教育活動との関連において考えられていく必要がある。例えば、犬山の学校においては、少人数学級・少人数指導が進められていると言っても、個別化・個性化や習熟度別の学習方法を重視するわけではない。したがって、備えるべき教室・スペースも、これまで主に個性化・個別化を支援する目的で整備が進められてきたオープンスペース方式とは別の形態が考えられるべきである。

5 教職員と学校環境整備

教職員一般に見られる傾向としては、学校の施設・設備については、貧しい環境と乏しい財源に慣らされすぎていて、新しい提案を自主規制してしまいがちである。授業改善については、昨今の基礎学力形成の問題に絡んで、強く意識されるようになってきているものの、それを支援するための条件を検討したり要求したりすることには慣れていない。

今後の教員養成や教員研修において、わずかずつでもこのような物的環境に目を向ける訓練を積む必要があると思われる。少人数学級や授業改善といった全国的に見られるような学校の改革をよりよく果すためには、物的条件の改善が不可欠である。同時に、教育改革においては各学校の自律的経営の必要が言われており、ここで示したような学校の施設計画・施設運営は、それが新たな教育実践を生む素地となるため、学校経営における重要な戦略のひとつとな

り得る。

<参考文献>

「教室U字配置、職員室は廃止 犬山市教委 校舎改革へ検討委」『中日新聞』 2003年9月23日

「校舎も“構造改革” 木造平屋、U字配列、ミニ職員室…」『中日新聞』 2003年10月20日

犬山市教育委員会編著 『犬山発21世紀日本の教育改革』（黎明書房、2003年）

杉江修治編著 『子どもの学びを育てる少人数授業—犬山市の提案—』（明治図書、2003年）

手島勇平ほか 『学校という“まち”が創る学び』（ぎょうせい、2003年）

工藤和美 『学校をつくろう!』（TOTO出版、2004年）

里内 勝 『トイレをきれいにすると、学校が変わる』（学事出版、2004年）

佐藤晴雄・堀井啓幸 『学校ブランドの創造 特色ある学校づくり』（第一法規、2004年）

（この論考は、平成15～16年度科学研究費補助金・基盤研究（C）（2）「教育活動を支援するための新しいタイプの小学校施設・設備計画の研究」（研究代表者：笠井尚）（課題番号：15530528）による研究成果の一部である）

〈私の教育実践〉

教職科目「総合演習」で学ぶ「学び」の方法 —シャランらによる Group Investigation の適用

杉 江 修 治
(中京大学)

1 はじめに

教職科目「総合演習」は、教職をめざす学生に「人類に共通する課題又は我が国社会全体にかかわる課題」に取り組ませ、その視野を広げ、あわせて児童生徒にそのような内容を指導する力量を育てるところに狙いがある。ただ、ここで留意すべきは、我が国の教育文化、とりわけ教師の指導文化にある「指導中心的」な考えへの気づきである。教職をめざす学生の視野の広がり、そのまま児童生徒の学びを豊かにすることにはつながらない。そこでは、児童生徒の学びを促す工夫の習得をしっかりと上乗せした授業が求められているということである。学生が視野を広げていく過程そのものが、児童生徒への学びの援助の方法の習得に確実にっていくという授業が必要なのである。

ここで報告する実践は、2003年度前期、中京大学における3、4年生を対象とした「教職総合演習」に、イスラエルの協同学習研究者シャラン夫妻が開発した“Group Investigation”で用いられている学習指導モデル（シャラン・シャラン 2000）を導入し、総合的な課題への取り組みによる視野の拡大に加え、協同学習による学びの方法の同時学習を図ったものである。

2 シャランらの Group Investigation (GI) の進め方

協同学習 (Cooperative Learning) は、近年諸外国で高い関心がもたれてきている (ジョンソン・ジョンソン・ホルベック 1998)。その原理は、集団成員全員の成長をゴールとした課題場面での学び合いがもたらすモチベーションの高まりによる学習効果を生かすところにある。協同学習が競争学習より効果的であることは、グループダイナミックスの領域では自明のこととなっている (コーン 1994)。協同学習はまた、仲間との学び合いにおける個人の二つの責任、すなわち相手に貢献する責任、相手の貢献にこたえる責任、を求める厳しい学習事態もあり、民主的態度の同時学習をも期待する学習指導の考え方である。近年は、大学授業にもこの考え方と手法が積極的に導入されるようになってきている (ジョンソン・ジョンソン・スミス 2001、杉江 他 2004、レイボー他 1996)。

GI のモデルは、課題解決的な学習への適用を前提としたものであり、「総合演習」のような、学習者の自立的学習が求められるような内容の場合よく適合するモデルである。これはまた、小、中、高校での「総合的学習の時間」における子どもの学びを援助する方法としても適切である。

多くの「総合的学習の時間」の実践は、様々な題材が混在し、その内容が拡散的となり、児童生徒の中にどのような学習が生じたか、その押さえも不十分なまま、結局は体験の段階に留まっているものが少なくない。原則的には、明確な目標を掲げ、学習活動を行い、適切な評価

教師による共通課題提示後のグループプロジェクトの各段階と教師・生徒の役割

グループプロジェクトの各段階	教師の活動	生徒の活動
I クラス全体でサブテーマを決め、これに対応する研究小グループを編成する（2～3時間）	・サブテーマを決めさせる ・探索的な討論のリーダーをつとめる ・共通テーマの興味深い側面に気づかせる促進者	・関心のある疑問点を探す ・それらをカテゴリー別に分類する ・参加したい研究小グループを選ぶ
II 小グループで自分たちの探求計画を立てる。何を研究するのか、そしてどのように進めていくのか（1～2時間）	・小グループが計画を立てるのを援助する ・協同的なグループ活動が行えるように援助する ・情報源を見つけるための援助をする	・何を研究するのかを計画する ・情報源を選びだす ・役割を割り振り、取り組む課題を分担する
III 小グループで探究活動を実行する（3～4時間）	・研究のためのスキルを援助する ・協同的なグループ活動が行えるように援助する	・自分たちの持った疑問の答えを追求する ・多様な情報源から情報を見つけだす ・見つけた知見を統合し要約する
IV 小グループで自分たちの発表を計画する（2～3時間）	・発表の計画を伝え、委員会を組織しながらスケジュールなどを調整する	・自分たちの見出した知見のうち何が重要かを決める ・クラス全体に対してそれをどのように伝えるかを検討する
V グループで発表する（2時間）	・発表の進行をコントロールする ・意見交流を図る	・発表者は発表内容についてクラスメートからの意見を求める
VI 教師と生徒が個人レベル、クラスレベルでグループプロジェクトを評価する（2～3時間）	・新しい情報の処理や高いレベルの思考、協同的な行動を評価の観点に据える	・自分たちの持った疑問の答えを追求する ・多様な情報源から情報を見つけだす ・見つけた知見を統合し要約する

を行うことによって、児童生徒は進歩の喜びを感じ取り、学習意欲を高め、教師は次の実践の設計のための情報を得ていくという、本来の学習指導の過程と異なってよいわけではない。

GI は、小、中学校の実践では、次の手順で進められていく。まず、第1時間目に、クラスに、教師が共通課題を提示する。「アメリカの原住民について」とか「宇宙開発の意義と可能性」など、児童生徒の発達に応じて、彼らが興味を持ち、解決可能な課題を教師が設定するのである。その後、1週間ほどは、前者の課題であるならば、「アメリカ原住民ウィーク」などと銘打って、教室や廊下に展示品や図鑑などの視覚教材を陳列する。授業では、ビデオや教師からの情報提供などによって課題の値打ちを伝え、興味関心をかき立てるようにする。その後、前頁の一覧表のような学習指導過程をとるのである。その過程はまさに研究者が研究を進めていく方法をなぞったものとなっている。長時間にわたる様々な題材の「ごった煮」のような授業計画ではなく、10～20時間の中に課題設定から評価まで（とりわけ評価のステップに力を入れている点が重要である）、ある意味コンパクトにまとめたモデルである。

3 協同学習による「総合演習」の進め方

(1) 第1時：全体構想の解説

授業第1時間目には学習の内容と学習スケジュールを明確に学生に伝え、彼らに学習の見通しを持たせる必要がある。学生には、「総合演習」という科目の目標解説とあわせて、「学習方法の学習」の必要性、ともに学び高め合う経験の重要性を解説後、次のような学習スケジュールの一覧を渡し、全体構想を解説した。

教職演習の組み立て

- 1時 課題提示（大課題とサブ課題）とグルーピング、課題の選択
- 2時 課題構造の検討（K J 法）—課題構造図の作成
- 3時 サブ課題の追求—課題構造図のグループ検討
- 4時 サブ課題の追求—課題構造図のグループ検討
探求の方向について明確化
- 5時 調査—方法の学習
- 6時 調査
- 7時 調査とまとめ
- 8時 プレゼンテーションの理解
まとめの作業
- 9時 まとめ作業
- 10時 プレゼンテーションと評価
- 11時 プレゼンテーションと評価
- 12時 個別評価のグループ検討と反省

その後、「共通課題」として「生き生きとした子どもの学びをつくる」という課題を提示し、これに迫るためのサブ課題として次の項目を列挙した資料を配布した。

文部科学省の教育政策／学習指導要領／教科書／教育委員会／入学試験／中高一貫教育／地域教育力／家庭教育力／学校施設／指導法の改善／総合的学習の時間／通知表／望ましい教師／課外活動／生徒指導／不適応の理解／小学生の理解／中学生の理解／高校生の理解／新しい時代の学力

時間外の相談が容易になるように、学部が同じ学生同士で4～6人グループを編成した。グループメンバー相互での自己紹介の時間をとり、さらに、グループに名前をつけさせた。31名の受講生が「チームODA」「サトシ」「法学教職」「THE☆経営」「M」「校長」の6つのグループに分かれた。その後、グループとしてどのサブ課題に取り組むかの話し合いを行わせた。決まらないグループもあり、次週までに決定しておくよう指示をした。

1時間目はシャランのモデル、「I クラス全体でサブテーマを決め、これに対応する研究小グループを編成する」の段階である。サブテーマの選択については教師の側から数多くの例を出す形で、簡略化した。

（2）第2～4時間目：グループで取り組む課題の明確化

以降、毎時当該時間の作業・学習内容を、プリント配布および解説によって明示した後、授業を開始する。第2時間目には次頁のようなプリントを配布した。

各グループが選択したサブ課題は「商業高校の進路指導」「望ましい教師（2グループ）」「新しい時代の学力」「障害児教育」「校長」であった。

この授業ではKJ法への取り組みの途中（KJ法の学習機会でもある）で「お出かけバズ」の手法を取り入れた。すなわち、一定程度の議論の後、グループには2名を残し、他のメンバーは自分が所属する以外のグループに、人数が偏らないように散らばり、それぞれのグループに残ったメンバーからそれまでの議論を聞いた後、各自のアイデアを提供するのである。その後もとのグループに戻り、他のグループのメンバーからの助言を加味しながら、自分たちのグループの課題についての検討を深めていくというものである。共通課題がまずあるという課題構造であるため、グループ間での交流には学生はきわめて積極的であった。これはまた、グループ内での議論の行き詰まりを解消するためにも効果的な手法である。

第3時間目も「お出かけバズ」を入れ込んだ形でグループによる課題構造の分析を行った。次第にグループで取り組む課題の限定化を図るよう、教師の側から助言をした。第4時間目は、各グループのサブ課題検討結果と、取り組むテーマについてクラスに発表し、全体での意見交換を行った。この段階で、それぞれのグループが検討するテーマが絞られた。また、ここで以後のスケジュールの確認を行った。

2～4時間目は、シャランのモデルでは「II 小グループで自分たちの探求計画を立てる。何を研究するのか、そしてどのように進めていくのか」にあたる。

今日の手順

(1) グループ課題の確認

各グループで決めた課題を全体に知らせる。

(2) K J法による課題構造の分析

- ・ A3用紙、各グループ1枚配布
- ・ ポストイット 7×5 cm各グループに30枚程度配布

K J法の手順

①グループごとに集まり、次の役割を決める。

- ・司会者
- ・意見の記録者
- ・構造図の記録者

②テーマをめぐる事項や問題を先ず個人で考えポストイットに書く。

③全員の書いた P I を領域別に分類し、相互の関係を考えて構造的に配置する。

④話し合いの内容を書き留めておく。

⑤構造を記録する。

次週までに A3 用紙の半面にクラスター分けの結果の記録を、半面に話し合いで出された意見を書いて来、杉江に授業前に出すこと（グループの人数分 + α コピーし、次時の授業でグループメンバー全員と各グループに1枚配るため）。

(3) 第5～7時間目：探究活動

5時間目からは、シャランのモデルで言う「Ⅲ 小グループで探究活動を実行する」ステップに入る。ただ、実際の調査、資料収集は授業時間外に行うことが多く、授業では収集データを用いたグループメンバーによる打ち合わせ、クラス全体への経過報告と意見交換などが主な作業となった。5時間目には次頁のようなプリントを配布した。

6、7時間目ともに各グループ作成のレジメを基にクラス全体の意見交換をし、残った時間は調査およびその打ち合わせに用いた。7時間目には次時からプレゼンテーション準備のステップに入ることを予告する。

(4) 第8、9時間目：プレゼンテーションの準備

8時間目と9時間目は、シャランのモデルでは「Ⅳ 小グループで自分たちの発表を計画する」にあたる。

8時間目の最初には、プレゼンテーションとは何かについてのレジメを配布し、ショート

<今日の予定>

今日から3週間をかけて、テーマに沿った報告のための調査期間とします。

資料収集は、文献、質問紙・インタビューなど自分たちが行うデータ収集などさまざまな手法があります。それぞれ出典の明記や、資料収集の手続きを明確に記録しておかなくてはなりません。

アンケート、インタビューなどを計画しているところは個別に相談に乗ります。

データ整理の方法についても相談に乗ります。

次回に向けて：次回はグループごとに簡単な中間報告をします。

(1) 発表の意義

- ①現時点での自分たちの問題意識を明確にする。
- ②仲間から意見を寄せてもらい、問題意識を鍛える。

(2) 発表の方法

- ①レジメを用意する（A4またはA3サイズの手紙1枚にまとめる。コピー枚数は32枚。教職センターのコピーカードを使うこと）。
- ②レジメは相手に内容が伝わるものになるように工夫すること。
- ③グループ内で役割を決める。
発表係、記録係（1名：議論の内容を記録する。次週までにグループの人数×杉江分コピーして渡す）。
- ④発表はわかりやすく工夫する。
- ⑤発表後に各グループでその内容について2つの視点で話し合い、グループの意見を発表する。2つの視点とは、「興味深いと感じた点」「さらに深めるべき点」である。

レクチャーを行う。その内容は「プレゼンテーションの意味」「発表に際して留意すべき諸点」「聴衆のあるべき態度」「この授業でのプレゼンテーションの条件（時間、使用機器、評価手続き、配布資料枚数、など）」「聴衆による評価のポイント」などからなる。とりわけ、プレゼンテーションとは何かについての正しい認識は、教師になる者には重要な学習事項である。各グループで、自分たちが調べ、検討した内容の中から何が重要で何を伝えるべきか、それをどのように伝えるかの検討がこの2時間の課題であった。

(5) 第10, 11時間目：プレゼンテーションの実行

この2時間は、シャランのモデルでは「V グループで発表する」にあたる。また、「VI 教師と生徒が個人レベル、クラスレベルでグループプロジェクトを評価する」への資料準備のステップでもある。プレゼンテーションの開始に先立って、聴衆として個別に行う評価の観点

の解説を行った。

プレゼンテーションは次の形で進めた（学生には8時間目に伝達済み）。

持ち時間：各グループ25分。

評価の時間：プレゼン後、全員で個別に評価。評価用紙を用いる。時間は5分。

発表グループ：各回、3グループずつ。

使用可能機器：OHC

各グループのプレゼンテーションの評価については、下の用紙（サイズはA5）に発表グループ以外のクラスメンバーが記入し、集めて、発表グループに一括して渡した。

ここで用いた評価項目では、「2」と「4」に特徴がある。すなわち、従来、発表の仕方に重点が置かれがちな小、中学校のプレゼンテーション評価に対して、「伝えたいことが本当に伝わったか」「自分たちの発表を聴衆がどのように捉えたか」という、伝達力に関する評価を重んじたという点である。シャランの実践では、プレゼンテーションを行ったグループが、自分たちの発表内容が正しく理解されたかどうかを明らかにするためのテスト問題を作り、それを聴衆に解いてもらうことで、プレゼンテーションの良否を知る有力な手がかりにするという手続きを導入している。学びを形式に走らせないために必要な工夫といえよう。

（ ）グループ、プレゼンテーション評価票

- 1 このグループのプレゼンテーションは上手でしたか。
とてもよい・よい・普通・よくない・とてもよくない
- 2 このグループが最も言いたかったことは何だと思いますか。要約してください。
- 3 このグループの結論に賛同できますか。
とても賛同できる・賛同できる・どちらでもない・
賛同できない・まったく賛同できない
- 4 このグループのプレゼンテーションを聞いていてなるほどと改めて気づいたことを簡単に書いてください。
- 5 その他の意見や気づいたことを書いてください。

この授業では、次のような形でプレゼンテーションが行われた。

「障害児教育」を選んだグループ「M」は、4人で発表領域の分担をし、とくに「インクルージョン」に焦点を当てた解説を行った。彼らが探し出してきた障害児理解をうたった詩の紹介は感動を呼んだ。

「商業科における進路指導」を選んだ「ODA」グループは、2名はデータ提示、3名が解説に分かれ、事例紹介と統計データで実態紹介を行った。メインの解説者の名調子が好評であった。また途中に寸劇が入れ込まれた。最後に総合的学習の時間の活用による進路指導の提案がなされた。

「新しい時代の学力」を選んだ「THE☆経営」は、オープンエデュケーションの紹介と評価、さらにシンガポールの教育との対比で日本の実態を検討するという内容を3名のリレーで報告した。資料提示は的確に行われた。

「望ましい教師」を選んだ「法学教職グループ」は、教師の個としての望ましさよりは教師集団としての望ましさが重要であるという趣旨の発表を行った。阪神タイガースの星野監督と主力選手のダイナミックスをバランスの取れた望ましい集団として、衣装も準備して面白く詳しく紹介した比喻への評判が高かった。

「校長」を選んだ「校長」グループは、資料提示の工夫が見事であった。また民間校長の採用をめぐる最近の議論を加えた。聴衆からの意見聴取など、双方向の発表スタイルをとった。

「望ましい教師」を選んだもう一つのグループ「サトシ」は、行政の求める教師像、生徒の求める教師像、保護者の求める教師像（後の二者はアンケートを実施）の3側面を「公開ディスカッション風味」で台本を作り、発表者相互の意見交流という形で発表した。

(6) 12時間目：評価

この時間は、シャランのモデルでは「VI 教師と生徒が個人レベル、クラスレベルでグループプロジェクトを評価する」にあたる。

10、11時間目の聴衆からの評価を各グループが持ち帰り、あらかじめ読み、本時の最初にグループで確認し、その結果を踏まえてグループごとに自己評価を行い、全体に発表した。さらにその発表に対してクラス全体からの意見を求め、教師がコメントを加えるという形で授業を終えた。真剣に答えてくれた仲間からの評価を読むという経験は、学生にとって非常に有意義であったという感想を聞くことができた。

単位の認定にあたっては、各学生の全授業過程でのグループでの学習への参加、貢献についての観察資料に加えて、共通課題「生き生きとした子どもの学びをつくる」についての個人レポートを提出させた。全員好成績であった。

4 考察

この実践では、単にスモールグループ内の協同だけでなく、クラス全体の協同の機会を多く

設けた。授業過程でのグループ内の議論は伯仲することが多かった。お出かけバズの折も、熱心な意見交流がなされ、時間をどこで切ってよいかと戸惑うことが多かった。その結果であろうか、各グループの発表などへの、他のグループ成員の関与の度合いは高いものがあった。評価票の自由記述部分への記入量は多く、プレゼンテーションの過程での質問に対する応答、疑問の提示など、積極的なされた。

また、時間外の実力も多くなされ、授業時にはあらかじめ調べてきた資料を検討し合う姿を多く見ることができた。出席率もきわめて高かった。

この授業では、学生たちは、教育を軸に多様な情報を交換し合い、グループ間で合い補う形で総合的な課題への取り組みを経験した。なお、この授業における主要なねらいである協同学習による学びの方法の習得については、適切な評価をしていない。ただ、この授業における学習過程の意義については教師から様々な形で繰り返し伝えた。経験的な目標としては、彼らの中に積み重なるものが多くあったのではないかと考えている。この授業は、後期にも同じ手続きで実施したが、同様の手ごたえを得たことをあわせて報告する。

文 献

- コーン（山本啓・真水康樹訳） 1994 競争社会をこえて—ノー・コンテストの時代 法政大学出版局
- ジョンソン・ジョンソン・ホルベック（杉江修治・石田裕久・伊藤康児・伊藤篤訳） 1998 学習の輪—アメリカの協同学習入門 二瓶社
- ジョンソン・ジョンソン・スミス（関田一彦監訳） 2001 学生参加型の大学授業—協同学習への実践ガイド 玉川大学出版部
- シャラン・シャラン（石田裕久・杉江修治・伊藤篤・伊藤康児訳） 2000 「協同」による総合学習の設計—グループ・プロジェクト入門 北大路書房
- 杉江修治・関田和彦・安永悟・三宅なほみ 2004 大学授業を活性化する方法 玉川大学出版部
- レイボー・チャーネス・キッパーマン・ベイシル（丸野俊一・安永悟訳） 1996 討論で学習を深めるには—LTD 話し合い学習法 ナカニシヤ出版

〈記録〉

東海三県教育委員会との懇談会

東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会

司会者：二時半から、若干、若干過ぎていますので、これから第三回の研究会を始めさせていただきますと思います。

副司会者：師走の大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。例年三県の教育委員会の先生方においていただきまして色々情報交換をさせていただく機会を設けております。今年も愛知、岐阜、三重、三県から大変お忙しいところ三名の採用ご担当の先生方においてをいただいております。参加者名簿の方にお名前挙げさせていただきます。ありがとうございます。就職では、いろんな動きがおきてまいっております。先日、北海道の一部で、「問題の公開、採用試験問題の持ち帰り」と、というような事をそういう方向に話をうかがいました。新しい動きというようなものが、今後どんどん出てくるのだらうな、今日はそうした新しい動きを含めまして、採用の現状、それぞれの方からお話をいただけたらと思います。日程では五時までということになっておりますが、どうぞよろしくお願い致します。

司会者：それでは、本日の会場の方、ご手配いただきました名城大学の酒井先生からどうぞお願いします。

酒井：ご苦勞様でございます。名城の酒井でございます。三教育委員会の先生方、遠いところありがとうございます。お忙しいところありがとうございます。今、この宇田さんの方からお話がありました。この会も定例になりまして、毎年、大変有意義なお話を聞かせていただけるということで、我々も楽しみにしております。地下鉄を降りてから、やや長い坂を、歩いていただき、恐縮でございますけれども、私自身は実はこの四月にこの大学にお世話になりまして、会場手配等いろいろ不手際なところお許しいただきたいと思います。我々といたしましても、日頃、教員養成の指導の一翼を担っているつもりでありますけれども、どういうところに、どういう教育が期待されているか、そういったお話をうかがいながら、我々の日々の教員養成の仕事に生かしたいとそんなふうに思っております。先生方、今日はいろいろ不備あるかと思いますが、最後まで、この会、有効にご利用いただきまして、また日々の実践に生かしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者：それでは、続きまして本題ということで、お話をいただきます。申し遅れましたが、

本日、司会いたします、岐阜女子大学・高橋と申します。それでは、まずそこのお手元にございますように、各県の先生方からおおむね三十分程度ということでお話をいただきたいと申します。じゃあ、最初に、愛知県の先生の方からよろしく願いたします。

愛知：こんにちは愛知県教育委員会の青木と申します。教員採用に関しましては、本当にありがとうございます。それでは資料に従って説明させていただきたいと申します。まず私の方から受験案内をもとに、お話をさせていただき、そのあと、最終的合否状況に関するデータの話をしていたします。それから、これからの採用の見通しについて、話をさせていただくという形で進めてまいりたいと申します。私どもが選考にあたって、どういう教員を採用したいかということにつきましては、六項目ほどございます。一つには専門的な知識と技能を備えた方、二つ目は生徒に対する愛情をもって、情熱と使命感を持った方、三つ目といたしましては広い教養を持ち円満で調和のとれた方、四つ目といたしましては実行力に富んでいて、かつ体力のある方。五つ目といたしましては、明るく心身共に健康な方。また六つ目としては、穏健で中正な良識のある方ということでございます。この六項目を備えることは難しいと思いますが、この方向で選考をさせていただきたいということでございます。それでは、採用試験の概要について、お手元の受験案内に従って、簡単に説明させていただきたいと申します。まず、一番裏のところには、これは受験資格それから、主旨と受験資格と出願の日程等が書いてございます。いつもこういった形で、5月の頭にこの受験案内を配らしていただいております。出願の方法でございますが、二ページをご覧くださいと思います。試験は一次試験と二次試験に分かれております。一次試験は本県の場合ですと、平成15年は7月20日に行われまして、科目としましては、午前中にまず教育教養それからもう一つは教科専門Ⅰを行います。午後は集団面接が行われるということでございます。この集団面接は、受験者が5人に対して、三人の面接官で20分を行います。それから、4ページをあけていただきます。二次試験は第1日目と第2日目に分かれておりまして、1日目につきましては、クレペリン検査ということで教職に対する適性を見るために行います。そして教科専門Ⅱということで、一次試験で行いました教科専門Ⅰよりはもう少しつっこんだ、難しい問題、レベルの高い問題に挑戦してもらおうということでございます。そのあとは小論文を行いまして、最後にそこ示した科目について実技試験を行います。泳力テストは小学校受験者のみに行っています。

愛知：6ページをご覧くださいと思います。二次試験の2日目には、口述試験ということで、集団討議と個別の面接を行い、そして体力診断テストを行うことになっております。集団討議につきましては、基本的には8名の方で一つのテーマについて、いろいろ討議をしていただくということでございます。時間は50分です。それを3人の、面接官が審査することによってでございます。それから、あと個別面接につきましては、一人あたり20分間で、これも三人の面接官で行っております。あと、体力診断テストは、種目で体力を診断するものがあります。次に情報提供についてお話をさせていただきます。現在採用試験について様々なデ

ータといいますか、情報提供を行っております。3ページのところを見ていただきますと、下のところにありますように、第一次試験の結果通知ということで通知させていただいております。結果を、郵送する他にインターネットで結果を情報提供するということ、それから不合格者の方には、希望者に対してご自身の成績が不合格者の中でどのくらいの位置なのかというランクを、情報提供させていただいております。それから、二次につきましてもこれは、6ページをご覧くださいますと、やはり同じような形で試後の二次試験での結果通知でございますけれども、10月1日付けで、郵送しております。そして補欠については、それぞれその受験区分、教科ごとの欠員状況に応じて、8月1日以降の採用でありますけれども、一応17年3月31日までというかたちで、示しております。それからあと、結果の情報提供につきましても、インターネットで示したり、あるいはその不合格者の欄等の情報提供もしたりしております。ということでございます。それで、綴じ込みの緑色の資料をご覧くださいますと、まとめが書いてあります。ちょっとご覧いただきたいと思います。日程はこのような形で本年度行っております。それから台風等の場合の対応が示してあります。それにつづいて本年度の受験区分、採用予定人数とそれから実施教科というかたちで示しています。一番下の3のところをご覧くださいますと、前年、平成15年度の受験者に対する合格補欠者、それから本年度の倍率が示してあります。教科による違いがお分かりになると思います。倍率については、あるいは初任給等についても、これは現在の額を示めさせていただいています。これは、アウトラインということでございます。続きまして、データのなものを、お話をしたいと思い、先程グリーン用の紙のところで、平成15年度の実施状況をお示しいたしました。大変恐縮ですが、一応、読み上げますので、まとめていただければと思います。まず、小学校につきましては、本年度は第一次の受験者数が1701名ということでございました。合補者が595名ということで、補欠も加ますと、倍率はかなり低くなりまして2.9倍になっております。それから、中学におきましては、第一次の受験者数が1908名ということでそれに対して、二次の最終的な合補者数が、合補者は253ということで倍率7.5倍。最終的な、高等学校につきましては1556の一次の受験がございまして、それに対して合補者数が183ということで、8.5倍でございました。盲聾養学校につきましては、384人の受験者数に対しまして、合補者数が86ということで、4.5倍。それから、養護教諭につきましては296の受験者に対して合補者数が41ということで、7.2倍。トータルは約5845名の一次の受験者数に対しまして合補者数は1158名ということで、5.0倍というようなことでございます。それで、今年度の試験をいろいろ振り返ってみるわけでございますけれども、まず、とにかく、採用の予定者数をかなり、増やしたということがございます。昨年に比べますと、小中高全部合わせますと、255人の増ということでございます。特に小学校の教諭は、対前年に比べますとかなり増えていますが、児童数が今まではずっと、減少していましたが、底をうってこう、増加傾向に転じているということがございますし、それからやがて中学校高校の生徒数の増加にも転ずることが予想されます。それから、退職者についても、長期的に、増加傾向にあ

るということがございますので、需要につきましては、これから、増加が見込まれるということでもあります。来年度につきましても、ほぼ、似たような傾向にあると考えております。ある程度平準化して見込んでいますが、ただその年度によって学校の需要等もございますので、若干の教科によって採用が減ってしまうとかそういうようなこともございます。例えば、本年度は高等学校につきまして、音楽と美術の募集を停止いたしました。これは、なかなか需要が見込まれないというのがあります。それから、もう一つ、本年度ではございますけれども、身体障害者を対象と、対象とした選考というのもの、やっております、受験に対しまして、できるだけ配慮して、たくさんの方に、受験をしていただくというふうなことでございます。ただ、採用特別枠を設けるとかそういうことではなくて、少しでも受験に対して便宜をはかるというようなものでございます。本年度は10人申請がございましたけれども、一人、合格が、聾の中でありました。これからの今後の見通しですけども、先程申し上げた様に、ほとんどある程度安定して、増加する傾向にあると思います。教科によって、若干その年度によるばらつきは、できればこれは抑えたいと思うのですけれども、あるということです。本年度も昨年もそうですし、四年度も教科によっては本当にゼロということがありましたけれども、できるだけ連続性ということを保つようにして、少ない教科は一名でも、状況の許す限り採用したいと考えております。先程最初に申し上げましたように採用する場合の視点というのがございます。とにかく採用するにあたって、心がけているということは、人物重視ということを全面にうちだしております。したがって、一次では集団面接、それから二次では、集団討議と個別の面接というかたちで、できるだけその方のいいところを見させていただくというかたちで、採用しております。それから、総合的な選考でありますので、当然、願書の記載等も見させていただきながら、できるだけいい方を、採用したいということで取り組んでおります。先程お話がありましたけれども、問題等の扱いということでございますけども、私どもの方では現在、問題につきましては、一次の問題も二次の問題も、それから、実技等の問題につきましても、全て公開といいますか、おいでいただければ、閲覧及びコピーをとることができるというふうなかたちでやっております。場所は、名城線の市役所駅で降りていただいて、五番出口を出て、まっすぐあるいてもらって、二つ目の建物でありますけれども、自治センターの中にあります。中央県民プラザの二階でやっておりますので、のぞいていただいても結構です。期間としてはその問題について、実施から二年間を置いております。ご覧いただくことができるということでございます。また、ご質問があれば、後ほど承りたいと思っております。どうもありがとうございました。

司会者：質問に関しましてですけども、御三方お話を聞いて、後ほどということで。はい、それでは、続きまして、岐阜県の方、お願いいたします。

岐阜：よろしく申し上げます。岐阜県の方は、この岐阜県教員募集、この要項を持ってまいりました。これは今年度の要項でございますので、これに従って話をさせていただきます。ではこの岐阜県の要項の中に岐阜県の募集したい、この町に、こういう人が欲しいというもの

が書かれております。岐阜県では明るくて豊かな人間性を持つこと、積極的で行動力と粘り強さを持つ人、子供と共に生活することに喜びの感じられる人、こんな人を求めています。例えば、三つ目などは子供と共に生活することに喜び、教員ですから当たり前のことかもしれませんが、やはりこういったことも大事にしたいということのあらわれでございます。ですから、先程から人物重視という言葉がありますけれども、今、教員採用においては特に方向性としてはあることでございまして、当然この後、お話をさせていただきますが、面接の中においても、こういった三つの観点ですね、これをもとにしながら、当然面接官は質問していくということが考えられるわけです。その右につきましては、これは昨年度の選考試験の実施状況です。その結果ということで、例えばですけど、小学校の教諭は受験者数720人のうちの合格者数は129人ですよ、というかたちで書かせていただいております。今年度につきましては、この募集の中に、本年度のものを入れておきましたので、それを見ていただければと思います。簡単に話をさせていただきますが、16年度教員採用試験状況ということで岐阜県のホームページの中から出してきたものでございますので、岐阜県教育委員会に、アクセスしていただきまして、この中の学校人事課が担当しておりますので、そこで教員採用の所をクリックしていただければ、これが見られるようになっております。今年度の倍率につきましては、小学校ですと採用数が約100ということで実際合格者ですが、内定出さしていただいた人が115ということになっております。ですから対受験者に対して、だいたい小学校で6倍ということです。中学校ですと、対受験者については、7倍、7.4倍であります。高等学校ですと、対受験者については8.1倍。それから特殊教育小学校ですと、対受験者については3.9倍。養護教諭につきましては対受験者に対しては19.4倍。ですから、全体で見ますと7.1倍というのが今年度の倍率になります。この採用予定は岐阜県の場合は、小学校100、中学校100、高等学校が今年度は90とそれから特殊教育小学校は25、あと、養護教諭は数名ということなのですが、この数字でございすけれども、ここ例年この数字です。ですから来年度もせめてこの数字でいきたいと考えております。では次、実際の試験の内容に関わっている話をさせていただきます。パンフレットに入っております、この中の要項に、したがっていきますので、お願いをいたします。試験につきましては通常試験と特別選考という2種類でやっております。この三番目の志願、括弧区分、種別、教科、それから免許状を見ていただくと、分かりますように、特別、障害者特別選考というのを、中学校と高等学校、そして特殊教育諸学校についてやっているということです。高等学校については、英語の特別選考をやっているということです。その下に、特別選考はどういう受験資格というか条件になるかということになるのですが、たとえば特別選考の④を見ていただくと、いわゆる身体障害者手帳を持っている人とかということですし、その上の志願資格のところを見ていただきますと、「自力により通勤ができ、かつ介護者なしに教員としての職務の遂行が可能なもの」で身体障害者手帳は1級から6級までのものを持っている者といったようなことです。これにつきまして今年度は、数名の受験が中学校も高校もありました。実際、採

用させていただいたのが、高校です。こういった条件につきましてはまたそのときに、判断させていただくということになります。では一枚めくっていただきます。そこには、左上はですね、高等学校で、英語特別選考というのをやっております。それについてはTOEICで860点以上とかTOEFLで600点以上とか、英語検定で一級を持っているものとか条件があります。一次選考、筆記試験は行わずに、スピーチとディスカッションによる口頭試験を行う、そういう受験の内容です。同じ、2ページ7番目の選考試験の所をご覧ください。第一次試験の記述は7月20日。この7月20日という試験日は、愛知県、三重県、岐阜県で同じでございます。岐阜県の場合は、筆記試験、小、中、養護については、1時間、高校と特殊については1時間30分の筆記試験を行いました。内容は一般教養と教職教養、小学校専門、これは小中ですと、1度に1時間でやってしまおうということです。あとの時間は集団面接を行います。集団面接はだいたい50分くらいということになっております。なるべく集団面接の時間をとりたいという考方がありまして、その中で、人柄とか実践力を見ようということで、その結果、筆記試験は1時間ということに、今年度はさしていただいております。この集団面接は数名の面接官で、5、6名の受験者に対して対応する面接を行います。これも、受験者数との関わりもございまして、毎年こういうこの数というのは一概にはできないといったものでございます。次の3ページの方をご覧ください。三ページの方に、二次試験の記述と内容を書かしていただいております。8月19日というのが1日とそれから、その下に8月20、21、22とありまあありますが、19日は二次試験対象者全員が受けていただくこと、それから20、21、22日の3日間のうち1日を、来ていただく、つまり二次試験の受験者は2日間受験があるということを示しております。8月19日につきましては、適性検査と論文、それから小学校、中学校については全教科に対して実技試験を行います。特に小学校については、実技は図工と音楽と体育、この3つだけです。内容は、下の方に既にかかしておいてもらっていますが、図工はデッサンであるし、体育は、このハードルとマットとか、当日指定をさせてもらっております。音楽については、この曲から、弾き歌いをする、というふうに決まっておりますので、勉強しやすいのではないかと思います。中学については実技試験について全ての教科で行います。なるべく実践能力を見ようとするわけですので、当然、二次試験の内容はですね、それが分かるようなかたちで行われます。それから、20、21、22日の内1日、面接と泳力検査を行うということ。泳力検査は、小中学校、養教ですね、それから特殊受験者に受けてもらうということになります。これは小学校ですと当然水泳の授業がございまして、岐阜県の場合は必ずしも小学校で受けたからといって、ずっと小学校にいるわけではなく、義務教育ということで、小中の両方の経験をなるべく持ってもらえるような、そういう人事交流をすすめておりますので、自分の一生のうちに両方は経験しておく、というのが状況としてあります。こういうこともあって、泳力検査をやっております。それから面接試験はここには面接と書いてあるだけですが、個人面接、それから、グループ討議、そしてスピーチテストが入っております。グループ討議は五十分間、5、6名の者で与られた課題に対し

て、討議をすすめていくということです。スピーチテストは試験官から、課題を与えますので、その課題に対して、3分間くらいなのですけれども、黒板の前でスピーチをしてもらいます。だからひょっとしたら内容的には、模擬授業的なものになったりすることはあります。そういったような試験をやっていきます。あと、情報公開の話になりますが、4ページをご覧ください。4ページの9番目にあたります、岐阜県におきましては一次試験、二次試験の不合格者に対して、上位からA、B、Cの三区分でランク分けをしまして、希望者に情報公開をするということにしてあります。試験問題につきましては、岐阜県は、筆記試験の中の一般教養と教職教養の問題だけ公開をさせてもらいました。また二次試験で小論文がありますので、その小論文の課題を公開させていただきました。ここの岐阜県はそれだけが公開の対象になっております。そして、よく電話などで、その問題を送ってもらえませんかという依頼があるのですが、岐阜県庁の情報公開の窓口で閲覧できる状況にしてあるので、そちらの方で見て下さいというふうにお願いをしております。これが昨年度今年度の選考結果状況と、そして一次試験、二次試験についてと情報公開に関わっての内容でございます。ご質問がございましたら、あとで、お願い致します。

司会者：それではつづきまして、三重県の方、お願いします。

三重：失礼します。三重県教育委員会の人材政策チームの者です。昨年度から部署の名前の方が変わっております。資料としまして、一つは、募集案内、パンフレットを、もう一つは、レジュメのような形で、平成16年度の採用試験についてというプリントの方、その2枚というか、プリントに従いまして、説明させていただきます。まず、今年度実施の三重県の採用試験ですが、従来から教員として求める人物像ということで公表させていただいております。このプリントにはちょっと載せてないのですが、募集案内の方の、一枚めくっていただいたところに、3項目、載せております。教育に対する情熱と使命感を持つ人、それから、専門的知識技能に基づく課題解決能力を持つ人など、なかなか全てを満足する方というのは難しいかと思いますが、特に、本年度から面接の評価基準に、それをそのまま使いまして、この3つの観点で評価するようにしております。

それから、本年度実施の試験の内容につきましては、レジュメの方の一番にまとめてございます。第一次選考試験につきましては、1日目が筆答試験Aというふうに言っておりますが、専門科目の試験、こちらを、小学校は80分、その他は90分で実施しました。それから、昨年度から実施要項の方にも明記していたのですが、配点の方も一次試験はお知らせをしております。この筆答試験Aは200点満点で、それから、筆答試験Bが教養ということになります。こちらが70分。こちらにつきましては、全て択一式の問題。すべてといいましたが、一題だけ、小論文的な問題がありまして、そちらは論述式ですが、その他は全て択一式、マーク式という方式で実施しております。これの配点が100点満点。それから適性検査の方、本年度の場合は、クレペリン検査をしています。こちらは配点には入れておりません。参考にするということで、配点の中には入っておりません。それから二日目ですが、従来から、集

団面接を討論形式で行っておりまして、最大7人で行っております。7人で、30分間、テーマを与えまして、討論していただきます。その様子を観察して評価します。こちら最終的には点数化しまして100点満点、それで、結局一次試験は400点満点ということになります。それから第二次選考試験ですが、こちらは、技能実技試験、そこに示した教科につきましては実施をしております。それから、集団面接と個人面接、今年初めて、集団面接の方は、導入させていただいたのですが、従来はここで個人面接のその裏番組といいますか、パソコン実技試験をやっていたのですが、本年度から、廃止をさせていただきました。かなりもう、パソコンのスキルという面では、受験される方にそれほど差がなくなってきたということで、本年度からパソコンについては実施をとりやめて、それに代わる形で、より人物を見極めるという意味で集団面接を入れさせていただきました。以上、一次試験二次試験の概要でございます。続いて、募集した校種教科科目なのですが、選考の種別として、ほとんどの方は、最初にあげております一般選考ということになります。そちらにつきましては、特にその高等学校で、科目はあげてございますが、地歴公民が募集することができませんでした。それから合わせて家庭ですね、高等学校の、家庭についても、募集できなかったということです。来年度は極力、募集するようなかたちでいきたいのですが、まだ何とも申し上げることができません。それから、身体障害者の方を対象とした選考、こちらにつきましては、平成13年度の採用試験から、実施しておりまして、中学校高等学校のそこに記した、教科、それから養護教諭ということで、別枠での選考ということでやらせていただいております。ただ、実際にこの選考で、合格された方が、残念なのですけども、13年度以来、お2人しかいないということで、なかなか受験される方も毎年少ない状況が続いております。もし障害者の方で、受験希望の方がおみえになりましたら、教員採用試験、岐阜県さんもそうなのですが、別枠選考というのがありまして、いろいろとその身体状況に配慮した試験も実施しておりますので、どうぞご応募をいただきたいと考えています。それから2ページにまいりまして、スポーツ特別選考という選考を本年度から実施をさせていただきました。こちらは、あとの改正点のところに出てきておりますが、こういった特別選考枠を設けた主旨といいいますか、理由につきましては、次の三番目の(1)の①のところに、書かせていただいております。競技力向上と体力向上のため、特に指導者としての活躍が期待できる人を選考すること。三重県の場合、かつてこういうはっきりと明示せずに、たとえば国体出場のようなかたちで採用した例もあるのですけども、そういった採用とは、まったくちがう主旨であるということで、選手として活躍してもらうのではなくて、指導者として活躍していただく、そういうことで、やらせていただきました。年齢制限は、30歳未満ということで、一般選考は40歳未満ですけど、10歳厳しく見させていただいております。国際レベルの大会、あるいは全国レベルの大会で優秀な成績を残されている方、そういう実績をお持ちの方ということで、中学校または高等学校の保健体育、この教科で選考をさせていただきました。続いて、改正内容に入っていっておりますが、毎年いろいろと前年度の反省にたちまして、

見直しをさせていただいているのですが、本年度の場合は、今、申しあげましたスポーツ特別選考、それから大きな点だけ上げてあるのですが、二つ目として、こちらもずいぶん反響をよんだわけですが、優れた資格と特技を有する人について、選考の際に加点をするという、ちょっと表現が生々しいような形がして気がひけるところもあったのですが、客観性、透明性を重視するという姿勢から、はっきりと書かせていただいております。ここには数字があがっておりませんが、先程ありました一次の配点が、全部で400点満点ですので、その1割くらいを上限として加点しようということで、実施をさせていただきました。(ア)はいわゆる複数免許です。それぞれその構成におきまして、本人の申請に基づいて点数を出しました。それから(イ)ですが、学校現場の、最近の状況ということで、ポルトガル語の日常会話のできる方、こちらにつきましては、一次試験で、特にポルトガル語による面接というのをさせていただきまして、何点か点をするかというのを決めさせていただきました。それから(ウ)のところですが、英語の場合は、免除の制度がございまして、TOEFLですとかTOEICそれから英検について、一個の基準をクリアしていれば、専門の試験を免除すると、そういうものがありますが、こちらは英語以外の受験者です。英語以外の受験者についても、英語の条件を有する人には加点します。それから(エ)ですが、こちらはスポーツ特別選考が、中高の保健体育に限定されておりますので、それ以外の教科を受験される方に対してこういうようなことも。あと、クラブ活動の実績といいますか、それぞれ配属された学校で指導ができる、そういう人は、自己申告なのですが、加点をしました。それから司書教諭資格。また、養護教諭の受験者限定ですが、看護師免許を有する人を採用しております。

つづいて変わった点、変更点の三番目になりますが、英語受験者、先程ふれましたが、英語免除資格要件を、本年度から大幅に、緩和をしました。他府県を見てみますと、この要件は厳しくなっているのですけれども、三重県だけ、逆行しまして、今までよりも大幅に緩和しまして、TOEFL 550、TOEIC 730、英検は準一級以上というかたちで免除をしております。ちなみに昨年度までは*印のところに書いてありますが、590、800、一級ということで、だいぶ下がっています。これは結局三重県の場合、やはり平成13年度から、こういった免除制度をやっておるわけでありまして、そういうことをいろいろとこころがけて資格取得に努めてきた人、そういった人を評価しようということです。当然三重県を受験されるという、そういう意志は、学生時代からお持ちだと思いますので、こういった制度を活用していただいですね、日頃から、英会話の向上といいますか、そういったことに、努めている人をとというような意味で変更させていただきました。

それから、面接試験の充実ですが、先程ふれさせていただきましたように、新たに集団面接を入れました。これは、最初まず来ていただいた方5人で一組になっていただきまして、30分、こちらもテーマを与えて、討論していただくという形です。それにつきましては一次と同じように、面接官の方は討論に対して口を挟むことはありません。観察をしていただいて、そのあと引き続いて、その五人の方を順番に同じ面接官の方が個人面接していく、そう

いうふうな面接方式に改めております。個人面接の方は25分間ですが、非常に面接官の方には、面接がやりやすかったということで、好評をいただいております。最初に5人をじっくり集団討論の様子を見ながら、観察しているその間に、この人に対しては、どういった質問をしようかという、そういったことを考えることができる。あわせて、集団での、振る舞いと言いますか、それと個人での、その応答とといいますか、面接に対する応答を見られるので、非常に評価がしやすかったというようなことを、あとで聞かせていただいております。それから、⑤のところですが、情報提供の推進、こちらも人物を、しっかり見ようということと、並んで、ずっとこう毎年毎年少しずつですが、推進をしてきております。本年度につきましては、技能実技試験、二次で行いました技能実技試験の問題を公開をさせていただきました。それから集団面接一次ですが、課題、テーマ、こちらも公開をさせていただきました。従来から、筆頭試験のその内容は公開しておりますので、これであらかたの問題は、公開をするということになってきていると思います。それから今年からですが、独自に教員採用のホームページを新設しました。そして試験情報を、なるべくタイムリーに提供するというものにつとめていっております。ホームページには現在も、このお配りしました、募集案内が掲載されておりますし、もう一つ詳しい実施要項というものが印刷物であったのですが、ちょっとそちらの方、もう品切れになってしまいまして、今日、お持ちすることができなかったのですが、ホームページの方には現在も掲載させていただいております。あるいは、その合格者の発表をホームページでも公表しておりますし、結果のその数字とといいますか、合格者の数字などもホームページで発表させていただいております。それから六番目ですが、ま、こちらもいろいろとお問い合わせいただいているのですが、インターネットで受験申し込みの受付をさせていただきました。これも、今年度からなのですが、ホームページから、そういう申し込みのフォームのあるところへいってもらって、そこからパソコンで入力して、受付をしまして。最終的に七割くらい、このインターネットによる申し込みで申し込んでいただきました。いろいろ別の書類が必要な特別選考などは、紙になりますので、残りの30パーセントくらいの方が従来の郵送等による申し込みだったということです。7番目は先程申し上げました、パソコンによる試験をはずしたということです。

採用数なのですが、本年度の場合、小学校が特に、約40名くらいですか、昨年度に比べて、増やすことができました。それから中学校も30名程度昨年度より増えております。高等学校もだいぶ増えまして、合計で270名程度と、昨年度の合格者が185名でしたので、90名弱、見込み数の段階で、増やさせていただいています。退職者数の増加とといいますか、定年退職はもちろん、見込んでおるのですが、それ以外の早期退職とといいますか、そちらが増えたことが一番大きな要因ではないかと思います。実際にその実施した結果につきましては、最後のページに、表の形、一覧表の形であげさせていただきました。こちらもホームページに受験状況として載せております。結果的には、小学校が103名、中学校88名、高等学校が、59名、養護教育に18名、それから身体障害者を対象とした選考は、2名の方に受験していただいた

のですが、残念ながら合格にすることはできませんでした。それからスポーツ特別選考ですが、若干名というふうにしたわりには、多くなってしまったのですが、やはり相当の実績の方が集まられまして、甲乙つけがたいところもありまして、6名を合格させました。合わせて274名が合格となりました。以上、来年度実施につきましてはまたこれからいろいろとその案を考えている段階ですので、まだ何とも申し上げることができませんが、ぜひとも、採用試験の方に優秀な学生さんをいただきたいと考えております。

司会者：それではここで休憩としたいと思います。

<休憩>

司会：先程、各愛知・岐阜・三重三県のご担当の先生方から概要を含めてご説明いただきましたが、これに対しまして、ご出席の先生方のほうで質問等ございましたら、よろしく願いいたします。どうぞ。

Q1：愛知女子短期大学です。今回初めて出席させていただきました。愛知県・岐阜県・三重県それぞれの教育委員会さんからの説明に対しまして、3つ程質問させていただきます。まず、1番目、筆記試験の方の得点のウエイトですね、一般教養・専門教科・教職、それらがどれくらいのウエイトを置いておられるかということとですね、2番目としましては、非常勤講師ですね、卒業してから非常勤講師をやっておられる方と新卒とですね、採用状況についてはどういう、対応をされているのかということと、3番目としましては、栄養士、特に管理栄養士について将来的に現代は学校給食の関係で小学校と中学校においては栄養士が足りないといわれています。非常に文科省にとっても大事な必要事項ということですが、それらについての各教育委員会でのスタッフの対応ということについてはどういう状況になっておるか、3つの点についてそれぞれの教育委員会の立場から説明していただけたらと思います。

司会：それでは、各3県から、ご回答をお願いします。

愛知：はい。ウエイトと言われましても今までお示ししていないので困るのですが、いつも、申し上げておりますのは、人物とそれから、筆記試験の結果を総合的に判断しています。ただ、ウエイトについては本日は大変申し訳ないですけど申し上げることはできません。ただ、小学校ですと教科も大事なのですが、人物が重視されるとか、高校では教科の力も重視されるというように小学校・中学校・高校、段階によってはやっぱりそのウエイトのかけ方は違ってくると思います。それからあと、非常勤系給者と新卒の扱いということでもありますけれども、ただ、面接であるとか集団討議においては、卒業されて非常勤をやってみたりとか、あるいは長期の講師等をやっておられたりする方はいろんな経験がおりのため、そういった方はかなり対応もしっかりこうされるという部分があります。したがってどうしても、有利に働いてしまうのですけれど、しかし、そうは言っても、新卒の方でも、やはり

将来的にこの人は本当に伸びて立派なになっていると思われるような形についてもそれはそれできちんと面接の方も捕らえております。割合からすればかなり、過卒者といえますか、非常勤であるとか講師をやってみえる方の方の合格する割合は大体6・7割程度です。

愛知：願書を、よく見せていただいて、総合的な判断の中に生かしています。

司会：ありがとうございました。

岐阜：岐阜県は、筆記と面接のウエイト配分がどの程度かということについては、どちらかという、面接の方がウエイトがあります。一次試験の場合は、筆記試験というのは本当に基礎的な学力、先生としての学力を持っていもらいたいと思っております。筆記試験の問題を見ていただくとわかると思いますが、単なる一般常識的なことだけではなく、指導要領等も勉強していただくことを目標としています。結局、うちもまだ三重県さんのように公開まではしていないので、現時点については、どちらのウエイトということは言えないですが、問題の内容を検討してもらって、判断してください。講師と現役についての採用の方法というのは、今のところは、分けてやるとか、一緒にやるとか、みたいなことを区別はしてないです。あくまで、人柄とか、人間性ですね、それに教員ですから社会性もある程度持ち合わせてもわないと子供たちの指導もできませんので、そういった社会性、それからいわゆる実践力、そういったものが、現役であってもしっかりと持っている人は持っている。現役ですと、時々、将来性をどう見るかっていう話になりますよね。ですから、それは、試験官と面接官の方がそのあたりをこう考ながら当然質問していただろうと思います。私が試験官であったらそういう風にすると思います。栄養士さんについては、今のところ栄養士の免許を持っていれば、採用の対象にします。今後、この管理栄養士についてですが、意外と多くの方が管理栄養士の資格を持ってみえ、受験される傾向があります。しかし、管理栄養士を持っていないと、受験できないかということでは現在はありません。

三重：三重県ですが、まずその配点の方は、いろいろ説明させていただきましたように、専門が200点で、教養が100点、で、集団面接が100点ということで、一次試験については、比重から言えば、筆記試験の割合が、3／4ですか、3／4を占めているということになります。ただ、二次試験になりますと、この配点を公表しておりません。集団面接と二次面接の評価が十分、考慮されているということです。それから、講師と現役ですが、三重県の場合も、特に現役の枠を設けることはしておりません。面接官の方にお話を聞きますと、どうしても、講師の方の方が、学校の事情によく通じておられるので、講師の人の方がよく見えるが、どうなのだろうなあというようなことをおっしゃります。sの転移については、それぞれの面接員の方の判断にまかせています。現役の人は学校に詳しくないということを考えて、評価してくださいというようなことは申し上げておりません。ですから、フラットに面接員の方はおそらく、現役であるという事も考慮して、将来性も見てもらっていると思います。現役の方の合格者中の占有率は、ここ2・3年同じような状況で約20%です。それから、公立学校の講師をされている方は、6割くらいです。あとは、その他の方というふうに、推移してお

ります。それから栄養士につきましては、教育委員会の採用ではなく、人事委員会が試験を持つということですので、コメントできません。資格としては、管理栄養士ではなく栄養士というふうになっております。

Q 1：あ、すみません。もう一つ三重県の方にお聞き、お尋ねしたいことが。スポーツ特別専攻という枠が、今年度からできたということですが、このスポーツの場合に個人プレーと集団プレーとありますよね？それは、どちらも両方とも対象になるのでしょうか？

三重：はい、どちらともです。集団競技の場合は、選手として試合に出場した方が対象です。要は、出場した大会の選手名簿に名前が載っている、載っているかどうかということを見せていただいております。

司会：よろしいでしょうか。

Q 1：はい。

司会：それでは他にご質問がありますでしょうか。はい、どうぞ。

Q 2：失礼します。愛知学院大学です。非常勤講師について少しお尋ねしたいと思います。非常勤講師の採用についてどういうポイントがあるのか、また年間どれくらいの採用があるのか、そういったことをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。また、年間どれくらいの人数が非常勤講師として採用されているか、ということを知りたいと思います。

三重：例えば県立学校の場合ですと、校長が面接して選考をして、それを教委に届け出る、ということですね。

質 2：教育委員会はノータッチということですか。

三重：ノータッチではありませんが、報告はいただいております。ですから、学校長が面接をして、選考をするという形を三重県の場合はとっております。

岐阜：岐阜県はですね、この募集要項の中に「臨時的任用による教員の募集について」というのを入れさせていただいているのですが、県立については三重県と同様、学校長の方で判断します。ただ、人材に関する情報を必ずしも学校長が持っているわけではないので、県の方で人材バンクの用意をしております。ただ、小・中学校につきましては、岐阜の場合は3つの教育事務所がありますので、その教育事務所毎に人材バンクがあるということになります。ですから、各教育事務所の方へ、人材バンクの登録しておいていただければ、校長がそれを見て、登録者に連絡をとり、面接が行われることになります。

質 2：おおよそ年間何人ぐらいが非常勤として…

岐阜：非常勤講師については、大体700人くらいです。非常勤講師にもいろいろありますので、愛知県さん・三重県さんも同様ですが、少人数指導を進めており、少人数指導のために非常勤講師を雇用する場合があります。そういった非常勤講師には、免許はなくていいという場合もあり、ある一芸に秀でているならば、授業を担当していただいております。岐阜県の東濃地区ですと、陶芸が非常に盛んですので、週一回程度、そういう特別非常勤講師ですとか、あるいは、初任者の研修が行われますので、そういう者のための非常勤講師とかいったよう

なことがあります。つまり、みんな勤務形態が違いますね。週十回、週二十時間とかね。それは、どんな非常勤講師をやりたいかということによっても違ってくると思いますし、時間単価も多少違ってくると思います。そういったことを含めると岐阜県の場合は大体700名程度が、4月の段階で必要です。ですので、今この採用の中で正式に採用されなかったからといって、諦めてしまうのではなく、講師をしながら、採用試験に挑戦をしていただきたいと思っています。採用内定者の大体3割くらいが現役です。その他はいわゆる講師を経験した人ですので、当然、講師を経験されるということは、自分が将来教員をやりたいという強い願いを持っておるわけですから、その経験は大切なことだと思います。

司会：よろしいでしょうか。

愛知：愛知県の場合は講師としてはですね、年間を通しての非常勤講師というのがありますし、欠員にに応じてやる場合もあります。教育サービスセンターというのがございまして、そこに電話していただければ、登録をすることができます。学校は必要が生じた場合にそこに問い合わせさせていただくような形となっております。それから、非常勤につきましては、実際には、学校の方から、こちらに、報告を上げていただくという形となっております。数については、ちょっと正確にはきちんと申し上げられませんので、もし、また必要でしたら電話等で問い合わせいただければと思います。

質2：ありがとうございます。

司会：よろしいでしょうか。今のことと関連して、もしおわかりであれば大体、合格者の平均年齢をおしえていただけないでしょうか？ 大体、平均年齢26.7歳という風に伺ったかと思うのですが、その状況というのは今年度もあまり変わってないというふうに理解してもよろしいのでしょうか。

岐阜：岐阜県はそのあたりですね。

愛知：愛知県の場合は、特に、平均年齢は出していません。ただ、今年度はちょっと若干上がっているかもわかりませんね。

三重：三重県の場合は、昨年度とほぼ同じだと思うのですが、合格者の平均年齢は26歳です。

司会：やはり三県とも新卒者は、大体2割から3割くらいの比率という風に考えてよろしいでしょうか。

岐阜：大体、その程度です。

司会：ありがとうございました。他にご質問ございましたらよろしくお願いいたします。

質1：これは、採用試験に関連したこと以外ではいけないのですか？

司会：どういうことでございましょうか。

質1：教育実習に関してです。教育実習、私の方ですと、養護実習になりますけれども、いろいろかかる費用についてですね、一応、私学の方では、決められていると思いますけれども、実際、巡回、訪問ということで、学生が行っている間に、各学校へ訪問しますけれども、地域によってはですね、その諸経費は、受け取らないことになったという所もありますし、あ

るいは、受け取っていただける所もあると、そして、他に諸経費以外にですね、お菓子等ちょっと持っていきますけれども、それも、それすら絶対受け取れませんという所があるんですけれども、この三県における教育委員会でのこういう教育実習に関しますですね、謝礼等の、諸経費の問題についてはどのような、各学校に対しての指導がなされているのでしょうか。よろしくお願いします。

司会：どうでしょうか。ご担当ではないということもあるかと思うので、答られないというふうなこともひょっとしたらございますでしょうが。

愛知：愛知県の場合は、印刷であるとか学校の物品を使っていただくことに対して、実費負担が原則であると思います。で、それについて、それぞれの学校によって、いろいろその状況とか違うものですから、おおよそ目安というのは、決めてあると思いますけれども、原則はやっぱり実費負担ということになっていると思います。

質1：私学の場合ですと受け取っていただけるのですけれども、公立の場合、確かに愛知県でもですね、三河とか尾張とか、いろんな地域によってですね、受け取り方が違うという状況であります。養護実習ということであれば、すべて、保健室の養護教員に関して、不足する図書を買っていただければというような形で、受け取ってくださいということを言っております。それでも、駄目というもあれば、校長の方から保健室の方にちょっと渡してみてくださいというような形をとっております。岐阜県でも、三重県でも同じような状況であるのじゃないかと思うのですけれども。今回、そういったことは、どういう対応というのははっきりとした行政におけないということであれば、また、次の議題にさせていただいてですね、ご検討いただければと思います。学校でもそれぞれ、一定、違った対応をしているということになりますと、やはり私どもとしては学生に対してあんまりこう、差別されることなくきちっとですね、ご指導いただけたらと思いますので、統一の、やり方というのを決められたら、決めていただきたいと思います。っております。

愛知：難しい所でありますけれども。私どもの方から申し上げることではないと思います。一定の方向性として煮詰めていただければと思いますけれどもね。

司会：昨年度もこれに関しては別途テーマを設けてやりましたので、改めてまたご要望があればそれに関しては、次の研究会の主なテーマとさせていただきますのでよろしいでしょうか。

質1：はい。私どもは、去年伺っているかもしれませんが、持っていいはずなのに拒否されるという事が出てきています。愛知県の方がおっしゃられたみたいに、校長サイドの判断ということで、我々が持っていきましても、これは何処の会計に入れていいのかわからないということで、受け取りかねるという状況になって持って帰ってきています。これは、この会議でもって、一応、これでやりましょうという形が決まっていると思いますけれども、時代の変化によって、やっぱりそれぞれの対応の仕方も変わってきていると思います。また、もう一度検討し直す必要があるのではないかとと思われるのです。けれども、お忙しくて、できなければ、結構ですが。私は巡回して行って、感じたことはそういう状況にあると。他の

学校の先生方がいいかでしょうか。そういう教育実習巡回に関してですね…

質3：すみません、採用に関しての質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

司会：申し訳ないのですけれども、本日の、主なテーマが教員採用試験ということなので、教育実習の謝金問題は、また機会を改めてということとということで、はい。では、どうぞ。

質3：中京女子大学です。よろしくお願いします。三重県さんにちょっとお伺いしたいのですが、昨年、この席で、スポーツをやっている学生をなんとか、選考において考慮していただけないかということをお願いをさせていただきました。今年、こういった形で、スポーツ特別選考という形を実施していただきまして、大変、ありがたく思っております。ありがとうございます。そこでですね、ちょっとお伺いしたいのが、実際に今年、スポーツ特別選考をやられて、採用側として、先程若干名の採用というエイトころ、6名採用できたということで、成果といいますか、採用側として特別選考に対して、評価・成果等あれば、お伺いしたいのが一点、参考まで結構ですので、今年度、採用となった学生の、スポーツ成績をわかる範囲で結構ですので、ご教示いただければと思います。よろしくお願いいたします。

三重：はい。スポーツ特別選考の成果ということですが、採用担当としましては、申し込み者数が、30名ですか、結構来ていただいたと思っております。一次に進んでいただいた方が26名ということで、この差の4名はちょっと基準に満たないだろうということで、一般選考の方にまわっていただきました。スポーツ特別選考の場合、特に、人数がどれぐらい、来ていただくかということが心配だったんですけれども、それなりの数になったということで、非常に、喜んでおります。成果を、具体的にというのはまだこれからです。実際に、採用をしましてですね、任地に就いてからということに、なるかと思しますので、今の状況としては、来年も継続してですね、やっていきたいと、考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。それから、合格された方の、実績ですか、こちらにつきましては、申し込みの基準条件にもあるように、例えば、オリンピックで、団体入賞された方がみえますし、それからアジア大会でメダルを取られた方もみえるというようなことで、当初、懸念をしておりまして、あまりこういう人が来ないのではないかというような所は、払拭されたと思っております。これ以上、言いますと、非常に少数の方のお話であり、個人情報にも関わってきますので、これくらいにしたいと思います。実際、その選考の中で、学生の全国大会も、この要件として認めております、この書き方ですと、学生を越えた大会というような、そういう、読み方もできるのですが、学生のインカレといった選手権レベルを含む全国の選手権大会は、入っております。

質3：じゃあ、いつの成績が対象になるのでしょうか？当然、オリンピックなんて4年に一度しか、ありません。

三重：その方が高等学校を卒業以降の成績を対象にしております。

質3：ありがとうございます。

司会：はい、どうぞ。

質4：人間環境大学です。お願いします。三重県の担当の方に質問があるのですが、複数の教員免許を持っている者に対して、選考の際に加点するというような事がありました。例えば、国語と英語の免許を両方持っているというケースで言うそうですね、国語で受験した、でも英語で受かったという事はあるのでしょうか。

三重：将来の事は、なかなか、お答えできないのですが、これは結局ですね、例えば、高等学校にしましても中学校にしましても、複数教科の免許を持っていますと、規模の小さい学校に赴任した場合に、両方教えていただけるという事で、配当する側としましては、非常に助かりますので、こういった事になっています。ですから今、おっしゃられた教科を変えた合格ということではありません。ただ、異なる教科の方で、講師をしていくというのがあります。けれども、小学校の方を中学校で採用する、逆に中学校の方を小学校で採用するという事は、少数ではありますがやっております。

司会：ありがとうございます。それでは、関連してですが、具体的に三重県の場合ですと今日いただいた資料で複数免許あるいは加点対象となるような事をお話いただきました。愛知県それから岐阜県等の、複数校種あるいは複数教科の免許ということも含めて、何か具体的に書いてはいないけれど、こういう点は、考慮するというふうな点がございましたら、差し障りのない範囲でお教え願いたいのですが、よろしいでしょうか。では、愛知県の方。

愛知：はい。特に、そういうことはやっておりません。ただ、先程申しあげた様にですね、筆記だとかそれから面接であるとか、その他のいろんな適性を調べる検査と同じ様にですね、願書はつぶさに見せていただいています。部活でよくがんばったのと同じ様に、それぞれの免許を持っているという事については、総合的な、評価の中ですべて他のものと同じ様には見ているという事はあると思います。ただ、特にそれをもって加点をすとかそういう事はしておりません。

岐阜：岐阜県もそれを加点の対象にはしません。

質2：質問します。

司会：はい、どうぞ。

質2：愛知県と岐阜県にお尋ねします。情報は来年度教員採用試験に教科として加わるかどうかをちょっとお聞かせください。よろしくお願いします。

司会：じゃあ、愛知県から。

愛知：これについてはですね、まず、試験科目についてどういうものが行われるかという事については、来年の5月上旬に受験案内が配られる段階でしか、お知らせできないのです。ただ、私どもとしてはですね、実際、情報であるとか、福祉もそうなのですが、学校においてですね、必要であるという声は聞いております。今後、検討をしていくという姿勢は持っております。しかし今、ここで、来年はどうかという事についてはですね、これは、申し上げられない内容のものですから、ご了承ください。

質2：はい、わかりました。

愛知：ただ、そういうものについても、検討していくという姿勢を持っていますので、そういう事でご理解いただきたいと思います。

岐阜：岐阜県もそういう事で、検討の対象にはなっているという事が現状ですね。で、岐阜県も要項を発表させてもらうのが5月の連休明け辺りを目指しておりますので、ですからそこまでの中で内容が決まっていくという事です。

愛知：いいですか。ちょっと付け加えますけれども愛知県の場合ですと、情報の免許をもって人が数学や理科に多くそれらの人が情報にまわるのを本来の数学や理科の方が力量を発揮できない場合が多いという情報も入ってきておりますので、先程申しあげた形で検討していきたいと思います。

質5：金城学院大学です。情報の事に関わってなんですけれども、三重県では、今年、数学・理科、商業、または、家庭の免許を併せて持っている事が義務付けられていました。うちの学生が電子出願しようとしたら、チェックがかかって、申し込みすら出来ないという事態がありました。複数の免許を持っている方が人事を動かす側としては非常に都合がいい事はよくわかるのですが、そこで、学生のエントリーする機会を奪うのではなく、科目指定をはずしていただくようなことはできないでしょうか？その学生は社会と情報の免許を持っていました。それから、なぜ情報だけそういう科目指定をするのかという事を教えてください。

三重：はい、ご指摘の通りですね、これはまた来年にむけて検討はさせていただきたいと思いますが、やっぱり、情報にしましても、福祉にしましても、実際のその学校での、教える時間数が、少ない学校がありまして、お一人で、授業時数をすべて持つという訳にはいかない、他の教科を持つ必要が出てくるといような事がありまして、その他の免許を、申し込み資格の方にあげさせていただいております。情報の場合は、数学と理科と商業・家庭というふうにさせていただいたのですけれども、これは、現職の、教員が両方免許を、取得する場合も、講習会を受ける資格であり、それと同じ、制限をという形で、要は、教科内容で情報を含んでいるような、そういう教科に絞らせていただいているということです。実際に採用する側としましては、別に社会でも他の免許を持っておいていただければ、同じ事というふうには、なりますので、またこれにつきましては、来年度以降に検討をさせていただきたいと思います。

質5：はい、是非お願いいたします。現職の家庭の先生が情報の免許をとるというケースと、学生が1年生から単位を、情報の専門科目の単位を積み上げて免許を取るというのは、全然、性格が違うと思いますので是非その辺検討をしていただきたいと思います。

司会：他にご質問は、

質6：名古屋芸術大学です。愛知県の教育委員会の方にお尋ねします。補欠合格の人数はどれくらいでしょうか？それから、補欠者は実際には採用はどのような状況かという事を教えてください。また、岐阜県と三重県の所はそういった明記はされていませんが

実際には補欠というのがあるのかどうかという事があつたら教えていただければと思います。
愛知：本年度の採用予定人員が当初、1080名でありましたけれども、それに対して、合補者合計が1158でありますので、トータルで80名くらいという事であります。大体そのくらいです。今まで、その補欠の扱いにつきましては、辞退者への対応として、四月一日で合格としておりました。来年度はどうか、かわかりませんが、今までの過去の流れはそういった事があります。欠員に応じて配当するという立場は、依然として残っておりますが、従来はそういった形でやっておりますという事があります。

質6：ありがとうございます。

岐阜：岐阜県はそういう事やっています。

三重：三重県では、補欠合格はありません。

質6：ありがとうございます。

司会：はい、他にございますでしょうか。はい、どうぞ。

質7：岐阜県3番の募集要項にある英語のための選考がありますよね。応募者の実態は、どのような状況でしょうか。

岐阜：数名は合格していると思います。

司会：よろしいでしょうか。

質7：はい。

司会：はい、他に、ご質問はございませんでしょうか。すいません、じゃ、ちょっと三県の方は、それぞれ、当然、愛知・岐阜・三重だけじゃなくて各都道府県とも一次・二次という形で選考を、取れると思うのですけれども、三県の場合、一次・二次トータルで見るとか、あるいは一次合格者に関してはもう一度仕切り直して二次を中心にして評価をするのか、要は一次・二次のウエイトというか、一次合格者に関しては一次はもう一回リセットして二次という様な形にされているのか、そこら辺の状況をちょっと教えていただきたいのですけれども。

愛知：愛知県の場合は、一次で合格をすれば、当然、二次を中心に見るという様な形になります。ただ、場合によっては一次までを見る場合もあります。基本的には、二次を中心に見るという事になっています。決して全く一次を見ないという事わけではない、必要に応じて一次を見るという事があります。

岐阜：岐阜県の場合は当然、二次の合格を出すにはやはり一次の内容を見ております。

三重：三重県の場合は、基本的に、二次試験はもう二次試験の試験科目・試験項目で、見るという事でやっております。二次の配点の方は公表しておりませんが、集団・個人面接、それから、技能・実技試験のある教科は、それを入れまして、点数化しまして、それに基づいて選考します。その点数化の中に、一次選考の試験項目は入っておりません。ただ、本当に、選考過程で横並びになった時に、一次の成績も、参考資料にする場合は、できます。はい。そういうケースはまれですけれども。ですから、原則的には二次は二次だけという、お考え

いただけたらというふうに思います。

司会：はい。それでは他にご質問ございますでしょうか。

質5：金城学院大学です。私が教えていた学生の中に教員採用試験を不合格になって、不登校の子のための予備校で今、教えている人がいます。そういった場合、公立学校の講師とは違うわけなのですが、特殊な子ども達を相手に教えているわけです。そういったケースについては、人物評価の部分に入ってくるのでしょうか？現在の学校現場を見るとそういった経験を持っている人の方が、たぶん、教員になってから、活躍できる場があると思うのですが、その辺を重視されるような傾向とかそういうのが、あるかどうかという事を教えてください。

愛知：先程申しあげた通りですね、いろんなデータから総合的に判断しますので願書の中いろんな、どういう様な事をされてきたかという部分も見ております。どういう仕事をされてきたかという様な事であるとかその他の業種につけてもですね、そういう経験があればまたそれはそれで、判断の材料と言いますかね、そういうのは経歴の上でこういう経験を積まれたという事は当然その判断の中に入ってくるのではないかなと思います。

岐阜：結局その経験というのは二次試験になってくると、個人面接等をやるわけなのですが、その時の発言の内容とかその人のその表現の描写の仕方とかいろんな所に全部現れてくると思います。要は、僕達は子供を育てるというのが使命なわけなので、そういう視点から見るとその子はどうかという事ですのでやってもいいと思いますね。だから、やっていたからいいという問題ではないと思います。それを、どんどんその面接に活かせるようになってもらっていただけたらありがたいなと思いますね。

質5：はい。ありがとうございます。

三重：三重県の場合も、そういった経歴につきましては、重視しておりますので、特に二次試験の段階では、そういう事を書いていただく欄もございますので、そういう所にこう、きっちりと書いていただいて、なおかつ、面接ですね、個人面接の時に、そういった事をアピールする場もありますので、そういう所でこう、お話しいただいたらいいかなと思います。

質5：はい、ありがとうございます。

愛知：愛知県の場合ですけれども、願書の裏面に自己アピール欄がございます。いろいろ、見させていただいているのですけれども、もっともっとこれを有効に活用していただいた方がいいかなという風に思うのですね。やっぱり私どもはその方がどういう方かという事をしっかりと見て、活かしたいと思っておりますので、そういう意味では、しっかりしたアピールをしていただいた方がいいんじゃないかなと思います。

質5：ありがとうございます。

司会：では、他にご質問はございますでしょうか。

質1：採用試験の面接時に、他の都道府県の受験の事を聞かれる場合がありますけれども、受験生は非常にそれを気にしております。事前の指導という時にどういう風に言ったらいいの

でしょうか。また、試験官が聞かれるという事はどの程度の評価と言いますか、お考になってみえるのでしょうか。

愛知：はい、特にそういう事を聞いてくださいとかそのような事は、言っておりません。ただ、それぞれのその面接員の判断の上で、そういう事を聞かれる事があるかも知れません。

質1：あくまでも個人的な、参考程度ということでしょうか。

愛知：そうですね。他県を受けたといっても、その方が優秀であればもちろん合格になりますし他の県を受ける方も、結構多いわけでありますけれども、その方の本意と言うかその方をやっぱり見なくてはいけないという立場であります。

質1：と申しますのは、A県が受かるとB県も合格するという事でそれで、今度は二次試験という事になりますと、どちらの県、試験にも大体一緒だと言いますと、どちらかカットしなきゃいけないという事も起こってくるものですから。優秀な者は何処受けても受け、合格するという状況があると思いますけれども。

司会：三重県・岐阜県どう思いますか、その辺はどうですか。

岐阜：いや、ないです。

三重：三重県は、他府県とそれから民間企業を受けているかどうかというのは面接のときにお聞きしていますね。正直言いますと参考程度としてこれがよその県を受けているからダメだとかそういう事は一切ありません。

司会：他にございますでしょうか。っと、各県とも、愛知・岐阜・三重に限らず面接を通して人物重視で採用をという点では、同じ傾向だと思うのですが、一点ちょっとお伺いしたいのですが、各県によって面接のスタイルというのがいろいろあるかと思うのですが、同じ受験生に対して、複数回面接がある、あるいは面接官に関して、例えば民間の企業の人事担当者でありますとか、保護者の代表を入れるでありますとか、あるいは、学校関係者でも比較的受験生に近い年齢の面接官とまた、校長クラスの年齢の面接官という事でいろいろ、やられておと思うのですが、例えば、特に気になりますのが面接官で例えば年齢が違う事によって同一の受験生に対して面接官が非常に食い違った評価が出る場合もたまにはあるかと思います。そういう場合に関しての、評価というのはどういう風に考えておられるのか、非常に答にくい様な質問をしているなあとと思いながら、お聞きしたいのですが、そこら辺どの様に、判断されているのか是非御教授下さい。

愛知：面接官の中にやっぱり若い方という考え方もありますので、できるだけそれは取り入れる様にしております。それから、また、いろんなスクールカウンセラーとかですね、そういう風な専門の方の意見も取り入れて、判断をする事はあります。

岐阜：いろんな世代の年齢差があったりとか、あるいは、民間人の方とかやっていたりしているわけですが、それぞれのその人に対する見方っていうのは大切なので、当然、点数に跳ね返ってくるだろうし、好意的には加わるかもしれないです。でも、あまりにもその結果に差があるっていう事はあまり今のところないです。要は見る所が教員としてどうかとい

う視点ですから。

愛知：愛知県の場合ですけど、事前に、そういう、その面接のための研修をしております。できるだけ、質のいい、評価、面接ができる様な形で対応を図っています。

三重：三重県も、企業の方が面接官として、入っていただいています、思ったよりばらつきが少ないと言いますか、3人ないし4人個人面接は見ていただいていますけれども、大体、揃ってきます。逆にあまり揃いすぎるのは、民間の企業の方を入れている意味が、逆になくなってくるという面もありますので、両方気にしながら、結果については、理解・分析をしております。そして、面接員になっていただく方の研修会ですか、こちらについても、大分、強化しています。丸一日取りましてですね、模擬面接をしていただいて、そして、評価のすり合わせをして、あまり大きくぶれないように、それぞれの面接員の方の基準は一方で大切にさせていただきながらですね、そういう事も、併せてやっております。

司会：他に、何かご質問はございますでしょうか。5時までという一応予定ですので、もしなければ、最後に、各三県の、ご担当の方今日お出でいただきましたけども、今度、実際に教員として、採用するという立場の方で我々、教員採用に携わっている者に対して具体的に、大学としてこういう風な学生を育てて欲しいと少々大袈裟になるかもしれませんが、我々に是非こういう点留意して学生の指導にあたってもらえるといいのではないかという事が是非ありましたら是非御教授願いたいと思うのですけども、よろしいでしょうか。

愛知：大学で、いろんな経験って言いますかね、勉強だけじゃなくて部活動であるとかですね、そういう様な事を通してやっぱり、みんなでこうなんか1つの事をやっていくという様な幅広い経験を積んでいただきたい。それからもう一つ基本はやはり先生の児童生徒に対する愛情と言いますかですね、やっぱりそこだと思うのですね。生徒に対する愛情から、教科的な専門な知識であるとかあるいは生徒指導であるとかいろんな部分もこう出てくると思います。基本は児童生徒を大切にする方でしかもまたいろんな部活動やらとかいろんな経験をしっかりと積んでいただいて、生徒との人間関係あるいは、同じ教員同士の人間関係であるとかそういう事にも配慮できる様な対応できるような方ですね。そういう意味では本当に、生徒に生きる力というのもしりますけれど、そのためには先生方がきちんと持っておられるという事がひとつであります。やはり、やがては生徒達に、跳ね返っていくかと思しますので、そういう所はやっぱりしっかりつけていただけたらという風に思います。

岐阜：愛知県さんも言われました様に、結局、要項にこちらの望んでいる教師像ってものを示させていただいていますので、そういった視点を持っている様に学生さんを育てていただきたいという風になります。結局、四月になっていきなり先生と呼ばれ始めるのですね。すると中にはもうそれで先生になった様な気分になる人がいる。実はそうじゃなくって毎日の子供との生活の中から、先生になっていく事だと思うんですよ。で、いきなりこう指導者になっていく、なんでも子供が言う事聞くかと言うとそうじゃないのですよね。ですから、先生の仕事っていうのもひとつ理解をしてなっただけいたらありがたいなと思います。それか

ら、もう一つ、やっぱり社会人ということです。当然子供の後ろには保護者がいるわけですし、それから地域の学校という事になりますよね、ですから特に小学校・中学校ですと、地域に学校があるわけですから、学校に対して地域の方は非常に敏感に反応していますよね、学校がどんな状況にあるのかとか、どんな活動をしているのかとか、子供をどんな風に育てているのかとか、どんな先生が来た、来るのかとか。ですから社会人という所で、話し方とか言葉の使い方とかいわゆる立ち振る舞いとか、電話に出る出方一つ取ってみてもそうなのですが、実際に採用させてもらってね、確かに採用試験には合格をした、だから即先生として適格かと言うとこれはなかなか言い切れない所があるのですね。面接している所がちょっと見させてもらって感じる事で、学生言葉っていうと失礼になるのですが、学生気分がまだ抜け切れない状況で面接に来る人も中にはおみえになる様な気がするのです。やっぱり社会人になっていくという事、それから子供を育てるという視点に立つとですね、そうした、先生の職業という所、ひとつ意識を持って先生になってもらえるように育てていただけるとありがたい。それから、もう一つ、自己理解をしてほしい。今非常にそういう点が大事じゃないかと思うんですけど、先生になると他の公務員よりもずっと研修をする機会が多いのですね、それは結局先生が研修をして自分自身を育てていかなければいけないからだと思います。で、それで、自己理解をすることは、逆に言えば面接の時に自分のいい所を相手にわかるようにアピールができたりとか、自分がよくない所があるんだったら、それを改善したりすればいい。で、子供だって、いい所もあれば直さなければいけない所も持っているわけだから、直した方がいい所はどうやって指導したらいいのか、援助していったらいいのか、そういう子供の目線に立てない、立たないと、子供とうまういかなくなると思います。ですから、一つは社会人になるのですよという事、それから教員であっても特に、学校という組織の中で動いているわけですからチームとして動けるかどうかという事、それから、先生になっていく、そういう意味で、自分自身をよく理解、知っていただいて、なっただけるとありがたいなと思っております。

三重：いろいろと申し上げましたので、もう、簡単にとどめさせていただきたいと思いますが、三重県の場合は、先程も申し上げましたように、資格を、重視するというふうな形の採用試験をやらせていただいております。ですから、毎年これにつきましては見直してはいるのですが、要は教員になるために漫然と努力をするのではなくて、採用された段階を見通していただいてですね、必要と思われるような資格にもどんどんチャレンジしていただきたいですね。そういう事があり、資格に対する、加点なんかも出てくるわけです。それからもう一つ、最近ちょっと気になっている事なのですが、講師経験者で、非常に、何回も、試験を受けていただいて、なかなか合格していただけない方がございます。ですから、今の現役の学生の方に是非とも、話していただきたいのはやっぱり今一度ですね教員を目指す事が、自分にとって、適切なかどうかという事ですね。割に教員志望者の場合は、早い時期から教員志望という事を決めておりまして、そのままこうまっすぐに進んでいくという事が多いよ

うに思います。ですから、どっかでやはり、自分は本当に教員になっていいのかどうか、その辺りをですね、考える機会を、自分自身を問い直す機会を作っていただければありがたいと思います。人物重視の選考というのは、実は、受ける側の方にとっては非常に厳しいものがありまして、ペーパー試験でしたら勉強すれば点数があがるという事があるのですけれども、人物をどう磨くかというのは、しかも、選考する側が考えている人物ですので、なかなか努力と言ってもしにくい面があるのじゃないかなと思います。三重県の場合は40歳未満という事にしておりますので、現役の頃から考えますと十何回受験するチャンスはあるんですけれども、逆に、別の分野へ、転身した方がかえっていい人生かもしれないという事も、あります。その辺り実際に、教員採用試験を受けだしますともう、講師をして、ずーっと続けていくという事になりますので、学生の時代に、その辺りの事もちょっと、助言をしていただいて、よく考える様にご指導いただけたらありがたいと思います。以上です。

司会：はい。それではちょうど予定した時間となりました。今日は大変お忙しい中、愛知・岐阜・三重各県のご担当の方には、わざわざお越し願ひまして貴重なお話をいただきまして大変ありがとうございました。ちょっと司会大変不慣れでいろいろご不適は、あったかと思いますが、今の最後のお話を含めまして我々また各大学に帰りまして、教職を志望する学生に関して、お話をいろいろと、胸に置いて、指導に当たっていきたいと思いますのでまたひとつよろしく願ひしたいと思います。今日は、三人の方々、どうもありがとうございました。それではこれで閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

会場：拍手

〈記録〉 全国私立大学教職課程研究連絡協議会 No.53より再掲載

平成16年度文部科学省教員の資質向上連絡協議会

②中部・関西ブロック分科会報告

宮 川 充 司

(椋山女学園大学)

2005年2月22日に、文部科学省の「教員の資質向上連絡協議会」に参加した。なかなかすごい雰囲気、専門職大学院などは、知らない間にそこまで着々と進行しているのかという驚きの実感がもてました。圧巻は、分科会の割り当て・席次でした。テーマ別分科会のはずでしたが、担当官の説明だと教育委員会が①基本問題と③の更新制、大学が②専門職大学院に希望が集中したとかで、調整しにくいので地域ブロック別に急遽変更したとか。ちなみに私は③免許更新制で報告することになっておりました。当日の分科会は、(きちんとしてないのですが実際の割り当てから推測すると名称は)①北海道・東北・関東ブロック、②中部・関西ブロック、③中国・四国・九州ブロックのようでした。それも当日も事前に説明なし、分科会の前に割り当てと席次にクレームをつけたら初めて説明をした。ただし教育委員会と国立大には変更の連絡がいつていたようだが、私大関係者だけには全くなかった。例外的に、鳴門教育大の人が、なぜ希望と違う分科会なのかとクレームをつけていました。私大関係者には席次表のどこにも席がなかった方もおられました。偶然にしてはできすぎていました(まあ、古典的な嫌がらせの類かもしれませんので、気にしない方が賢いはずです)。したがって、当初のようなテーマ別ブロックでは報告書は書けません。また、②ブロック分科会でしたが、承っていた免許更新制については、終わり際の数分に少しだけおまけ程度に時間が割かれただけでむしろ議論を回避したような雰囲気があり、新たな情報は何も得られませんでした。勿論、免許更新制を中心にしたテーマの報告書は書けません。

どうやら、専門職大学院は本気らしく、特殊法人国立大学教員養成学部大学院は、そのまま移行できるように着々と準備を進めているかのようでした。

1) どの国立大学でも、こちらが思っていたより遥かに急速に教育委員会とのかなり緊密な協力・提携の協定を進めている様子がよくわかりました。学校ボランティア・学校インターン制度による学生の現場派遣(京都教育大学)、1年次からの現場実習カリキュラムの導入(岐阜大学・信州大学)現職教員の研修・認定講習の講師への人的・場所的協力などかなり進行しているようでした。

2) また、大学教育の中での学生の教育実践力を高めるため、加えて次の専門職大学院への計画的な対策として、教育委員会あるいは校長等の現役の教育現場実践者の大学教育への積極的任用のための制度改革に相当の力を割いているようでした（兵庫教育大学・京都教育大学・大阪教育大学・福井大学・静岡大学・信州大学）。

3) 専門職大学院では専任の実務体験者3割以上という基準が現行法令にあるので、教育委員会関係の人・現職教員を客員教授・非常勤その他の方法で大学教育に担当させることを推進していて、ネックとなる実務体験者は①研究業績も②大学の教授歴もないという問題を、①は研究業績によらない任用、②非常勤等で大学の授業担当実績有りで、資格審査問題をクリアできるよう着々と準備を進めているのではないかと推測できるような様子でした。専門職大学院は、ロースクールの場合にははっきり法曹関係の優れた人材を広い門戸で養成するという趣旨でしたが、ティーチャースクールの場合法人化した国立の教員養成大学・学部の生き残り強化策が主目的で、免許更新のためにいやでも専門職大学院に行って勉強しないといけない仕掛けだけを作りたいのではないのでしょうか。

〈図書紹介〉

今井康雄 著

『メディアの教育学 ―「教育」の再定義のために―』

2004年 東京大学出版会

太 田 明

(愛知大学)

教育改革や教師教育（教員養成）改革の掛け声が至るところからわき起こってくる時代にあつては、かつては——といってももはやかなり以前のことであるが——教育学の主役を張っていた教育哲学・教育思想・教育史はもはやその中心からの退き、たまに役が回されるにすぎなくなっている。教育のマクロ的現実に関する実証的データを自ら手にし、数量的な未来予測に基づいて政策提言ができるわけではない。教育のミクロ的現実において、学力向上の方法を提言したり、不登校の生徒や悩みを抱えた生徒にアドバイスしたり、その方策を教師に伝授することができるわけでもない。教育改革の時代に求められるものが即効的な——「百年の計」ならぬ——「数年の計」であるとするならば、出番がなくなるのも当然であろう。

しかし、教育改革が何らかの意味での「教育」の「見直し」や「再定義」を必要とするのであれば、実証的分析や相談技法だけに任せておくべきものではなく、むしろ教育哲学・教育思想の研究がまたその本領を発揮すべきであろう。

本書はそうした意欲的な試みの一つである。「一昔前のドイツ教育思想を自分の守備範囲と思いつめていた」著者は、そのドイツ教育思想研究の知見を遺憾なく発揮して、「近くにありながらもいぶんと遠い対象だった」現代日本の教育に分け入っている。現在の日本の教育に関する非常に広汎で鋭利な分析である。

著作全体を通しての目論見は、タイトルから想像されるような、たとえば「教育における＜メディア＞の実態」「教育に対する＜メディア＞の影響」ではない。そうではなく、教育改革の時代にあつて＜メディア＞を手がかりにしての「教育」の「再定義」である。

書名「メディアの教育学」における「の」は二重の意味を持つ。一つは「メディアを教育的に分析する試み」である。もう一つは「メディア自体の持つ「教育学」——教育を条件づけたり構成したりする仕組み——を解明する試みでもある」。したがって、正しくは「メディア＜の＞教育学」と読まれるべきものであろう。

もちろん両者は無関係ではない。そして前者は比較的理解しやすいが、後者はそうではない。著者の目論見は、「メディア」を考察の対象にすることを通して、メディア自体の持つ「教育学」を教育学的考察のなかに組み込もうとする試みである。ここで「教育学」が「教育を条件

づけたり構成したりする仕組み」とさりげなく規定されている点に注意を払わなければならない。「教育学」は、社会における教育現象の科学的解明でも、教職科学的知識の体系でもなく、一種の「仕組み」、「メカニズム」として捉えられているのである。しかし、この「仕組み」は機械的な因果性をもって直接的に効果を発揮するのではなく、まさに、メディア＝「中間にあって作用するもの」として、間接的に、いわば厚みをもって作用する。

しかし、なぜ「メディア」の考察が教育の再定義への導きになるのか、著者によれば、従来の教育におけるメディア概念は歴史的意味内容をかなり忠実に担っているが、それにもかかわらず、メディアは教育にとって外在的なものにとどまり、よく言って「客分」、悪ければ「異物」として扱われてきた。

それは教育学がある一つの支配的信念、つまり、「人と人との直接的な接触においてこそ真正の教育が生起する」という信念に安住してきたからである。人格と人格との、教師と生徒の対面的・直接的関係が教育本来の姿がある。だから、その中間にあって作用するメディアは、直接的関係を疎外するもの、あるいは単なる道具として遇せられることになる。教育学における「直接性のレトリック」である。

そして、このレトリックは、教育の可能性への信頼、あるいは教育の自明視にむすびついている。教育とはどのような事態であるべきかについての自明化された観念がメディアにまとうかもしれない不透明性をあらかじめ排除していたのではないか。たとえば、ちかごろ「子どもに言葉が届かなくなった」という教師の嘆きをよく耳にするようになった。この嘆きには「以前は言葉が届いていた」という実感とともに、「教師の言葉は子どもに届くはずだ」という教師の側の教育についての自明視がありはしないか。もっとも直接的で透明なメディアである言語でさえそうである。そもそも教育はさまざまな不透明なメディアに浸されて成り立っているのではないか。メディアの間接性のメカニズムに支えられて教育が行われているのではないか。しかし、逆に、「子どもに言葉が届かない」という風にメディアの本来的な間接性がようやく感知されるようになったのは、直接性のレトリックの上に据えられた教育の自明性が揺るがされている、教育の「自明性の喪失」という事態に至っているからではないのか。

こうして、著者は一方において「教育と教育学の自明性の喪失とメディアの不透明性」との関係性を解明し、他方においては、メディアの「間接性」・「不透明性」・「すれちがい」を積極的なものと見なすことで自明性を喪失した教育を「再定義」しようとする。

本書は4部からなる。第Ⅰ部は、上で紹介した本書そのものの構想—教育学にメディアを導入する構想が語られている。第Ⅱ部は、教育学の自明性としての「戦後教育学」への批判的検討がなされている。第Ⅲ部では、現代思想やポストモダンにおける「教育学批判」が検討される。第Ⅳ部では、さまざまなメディアに即して現代教育が分析される。

このなかでもっとも議論を呼ぶのは第Ⅱ部であろう。第Ⅲ部における現代思想における「教育学批判」の検討と並んで、第Ⅱ部は「教育の自明視性」を腑分けし、著者が自分の立場を鮮明に固める箇所である。最初に俎上に乗せられるのは戦後教育学の代表としての堀尾輝久氏の

理論であり、次に戦後の教育運動である。ここでの包丁の当て方は、特に生活と科学、発達と教育との関係の議論、発達教育学の扱いにおいて、確かに鋭いが大振り過ぎるという評価もありえよう。

他方、いわゆる「ゆとり教育」とつながる臨教審以降の上からの教育改革動向を「美とメディア」というカテゴリーでとらえようという「現代学校論の認識論的構図」はかなりの説得力をもっている。

ところで、「美学化」(Ästhetisierung)という概念が取り上げられているが、注意を要するのは、「美」が高尚な芸術にともなうものだけを意味するわけではない点である。むしろ、楽しい、うれしいという感情、ワクワクする、ゾクゾクするという感覚の高揚もまた「美」の範疇に含まれる。この間の教育改革では、一方においてインターネットの利用など情報化社会の新手のITメディアへの積極的な関与など教育のメディア化が進められると同時に、他方では総合的な学習の時間、ボランティア活動、奉仕活動などの体験による感動や満足感・充足感の獲得という学習の美学化もまた新しい教育の目標とされてきた。ともすれば単に並列的と捉えられがちな個々の政策を「美とメディア」と捉える分析は、学校教育を捉え返す重要な分析枠を提供している。モーレンハウアーに倣った美的経験の分析とともに、著者の真骨頂が発揮されている箇所である。

著者は、なかなか動きが取りにくい状況におかれている教育哲学が自ら従来の狭い枠組みを越えて、自由に活動する「自由電子」たることを目指している。「メディア」という広大な活動領域に飛び出すことで、その目論見は首尾よく達せられるのではあるまいか。

しかし、安心してはいられない。こうした堅い著作が実際に書店に平積みになることはおそらくない。棚に一冊でも並べてくれる書店はいくつあるだろうか。仮にあったとしても、教育実践の指南書、教育行政の実務書、教育の実用書があふれかえるなかで、何人の教師、何人の教育行政担当者が手に取るのだろうか。何人が購入し、読むのだろうか。優れた研究書がほんとうに教育関係者に伝達されるのだろうか。「メディアの教育学」は「教育学のメディア」をも問わなければならないのかもしれない。

東海私教懇 2003年度事務局報告

2003年度 総会記録

- 1 日時 2003年5月17日（土） 14時15分から14時45分
- 2 会場 名城大学天白キャンパス「タワー 75」 13階大会議室（1307号室）
- 3 審議事項 1号議案 2002年度活動報告
2号議案 2002年度会計報告・会計監査報告
3号議案 2003年度活動計画
4号議案 2003年度予算

引き続いて第1回定例研究会が、同じ会場で開催された。

2003年度 活動報告

本年度も教職課程においては、教育実習期間、新カリキュラムの運用、介護等体験の実施上の諸問題など対応すべき問題が山積していた。定例研究会の開催、会誌の発行、ニュースレターの発行、自治体による非常勤講師等採用情報の収集・広報などの活動を行った。

活動の経過は以下の通りである。

1. 2003年度総会

2003年5月17日（土）

昨年度の活動報告・会計報告、本年度予算・事業計画が、原案通り承認された。

2. 定例研究会

下記の通り、3回行った。

第1回定例研究会では、教育実習をテーマに設定した。教育実習への取り組みを中心に、出席された各大学から情報提供をいただき、討論した。平成15年5月17日（土曜日） 午後3時より4時30分

第2回研究会は、9月20日（土）、14時から16時30分、南山大学名古屋キャンパス D棟6階会議室。参加者21名。テーマ「教員の立場から見た教育政策の動向について」主旨 近年における教育政策の新しい展開にともない、現場教員の仕事ぶりはどう変化してきているだろうか。どのような可能性や問題が、そこにはあるのか。さらに、教員にとっての教育基本法改正などの問題に迫った。話題提供者からの情報提供を受けて、参加各大学で議論した。話題提供

者は松原信継先生（県立高校教諭）。

第3回研究会は、例年通り、3県の教育委員会から講師をお招きして、教員採用の動向を中心に話を頂き、討論した。テーマは「本年度の教員採用試験と採用状況を中心に」。

日時 平成15年2月22日（土） 午後2時～午後4時20分

場所 名城大学 天白キャンパス「タワー 75」 13階大会議室10階 1002多目的室

内容 3名の講師の方々からそれぞれ30分程度のお話を頂き協議した。

講師 愛知県教育委員会 教職員課 青木陸彦氏

岐阜県教育委員会 学校人事課小中学校担当 服部吉彦氏

三重県教育委員会 人材政策チーム・法令採用グループ主幹 青山 晶氏

討論 午後4時10分～午後5時

3. 世話人会

以下の6回の会合を開催したほか、MLによる情報交換を行った。

第1回 平成15年5月17日（土） 午後4時40分～5時40分 名城大学天白キャンパス「タワー 75」 13階大会議室（1307号室）。内容 今年度の世話人会の体制について、全私教協研究大会における東海地区担当第9分科会、教育実習に関する調査票の作成と実施方法について、第2回定例研究会の企画について、東海教師教育研究 第19号の内容について、ニュースレター第1号の発行他。

第2回 第2回定例研究会終了後、午後4時40分より5時10分、南山大学D棟6階会議室。内容、会報の編集状況について確認、次回世話人会の日程、第3回定例研究会の内容と時期について。ニュースレター2号の内容について。

第3回 平成15年11月15日（土） 午後2時～4時、安保（あぼう）ホール 402会議室。内容 第3回定例研究会の運営について、教育実習に関する調査の分析方法について、東海私教懇MLの今後の運営方針について、東海教師教育研究 第19号の編集について、平成16年度全私教協大会における東海地区担当分科会のテーマについて、次回世話人会の場所と日程について、その他。

第4回 平成15年12月13日（土） 午後5時～、名城大学 タワー 75 10階。全私教協の次年度研究大会における分科会企画の概要について、東海私教懇次年度の世話人分担について、全私教協の2005年度研究大会会場校案について、次回世話人会の日程と場所について、ほか。

第5回 平成16年2月21日（土） 午後2時30分～5時10分、安保（あぼう）ホール 202会議室。内容、全私教協の次年度研究大会における分科会企画の概要について、全私教協の2005年度研究大会会場校等について、東海私教懇次年度の世話人の役割分担について、平成16年度東海私教懇総会・第1回定例研究会の日程と場所について、非常勤講師の募集情報収集について。

4. ニュースレター

本年度は2回発行し、情報の交換に努めた。テーマは、教職科目の授業実施について、全私教協研究大会第9分科会のまとめ、全私教協教員養成・研修問題検討委員会ワーキンググループ報告、事務局報告ほかであった。

5. 東海教師教育研究

2004年3月、第19号を発行した。内容は論説2編、図書紹介2編、2002年度事務局活動報告他。総頁数38頁。編集委員長、笠井 尚（東海女子短期大学）。

6. 加盟状況

短大部廃止に伴う脱退があった。この一方、新設校等への働きかけを行い、会員校数の維持・拡充に努めている。

2003年度の加盟校数 41校（大学28校、短期大学13）

このうち全私教協（全国私立大学教職課程研究連絡協議会）加盟校は大学19校。

参考 この他に富山国際大学が全私教協のみ加盟している。

2002年度限りで退会したのは次の1校である。

愛知大学短期大学部（短大部を廃止）

7. 自治体による非常勤講師等採用情報の収集・広報

非常勤講師等の採用情報を収集するため、3県内の教育事務所等に要望書を発送した。これにより得られた情報を、MLによって加盟校に提供した。

2003年度 会計報告

1. 収入の部

摘 要	収 入 額	備 考
繰越金	¥ 505,847	
会 費 41校分	¥ 738,000	4 月末まで振込100%
全私教協から研究補助金	¥ 50,000	
利 子	¥ 8	
収 入 合 計	¥ 1,293,855	

2. 支出の部

摘 要	支 出 額	備 考
謝金・交通費	¥ 301,420	全私教協分科会、第 3 回定例研究会の講師（注）
会場費	¥ 62,938	第 2 回、第 4 回、第 6 回世話人会
通信費	¥ 75,110	会報等発送費
印刷費	¥ 183,750	東海教師教育研究第19号 一粒社（全国各地区への発送代行費用を含む）
活動費	¥ 53,007	研究会コーヒー代ほか
アルバイト謝金	¥ 146,845	事務局学生アルバイト謝金
消耗品費	¥ 5,102	ラベル紙・封筒など
事務局運営費	¥ 12,000	世話人代表諸経費
支出合計	¥ 840,172	
次年度繰越金	¥ 453,683	収入合計－支出合計

（注）第23回全私教協全国大会分科会（東京）、第24回全私教協全国大会第 6 分科会（九州）講師を含む。

会計監査報告

2003年度当会会計は上記の通りであって、適正に執行されていることを報告する。

2004年 5 月29日

人間環境大学 渡 昌弘

2004年度 活動計画

教育実習に関して、県や各学校による対応の違いから、現場での混乱が生じる可能性がある。とりわけ実習の期間や謝金に関しては、相互に情報交換が必要であろう。また、採用に関しては、その動向を探る必要がある。さらに、非常勤講師等の採用情報を収集するため、3県内の教育事務所等から得られた情報を、引き続き加盟校に提供していく必要がある。

本年度は以下の事項を中心とした活動が必要である

1. 教育実習の期間や謝金の扱いに関して、加盟校間での連絡を密にする。また、教育実習期間の延長の及ぼす効果に関する調査研究を継続する。

2. 新課程運営の状況、特に新設科目の指導内容などを情報交換する。

3. 例年行っている採用問題を中心とした研究会などを開催する。

4. 各県・名古屋市の採用試験以外の採用機会に関する情報の収集と加盟校への通知に取り組む。

5. 中教審答申以後の教員養成政策について、研究会等で検討する。

具体的には、以下の事項に取り組む。

(1) 定例研究会、共同研究などを通じて、教師教育の主体的・創造的实践およびそのための条件づくりの研究と情報交換をする。なお、研究会の開催場所は、原則として名古屋市内とする。

(2) 中学校教育実習期間・謝金問題などについては、随時情報を提供する。

(3) 教師教育の機関、関係者との研究協議ならびに情報交換を促進する。教育委員会や教育事務所等から、非常勤講師情報を収集し、加盟校に通知する。

(4) 東海教師教育研究、ニュースレター、ホームページなどを通して、研究成果の公表と情報交流を図る。

(5) 加盟校相互の情報交換のために、メイリングリストの活用を図る。

(6) 新規加盟校の勧誘を図る。

(7) その他、会の目的に即する事項に取り組む。

2004年度 予算

収入の部

項 目	金 額	備 考
前年度繰越金	¥ 453,683	
会 費	¥ 738,000	41校分
過年度会費	¥ 15,000	1 校分
利 息	¥ 10	
その他	¥ 0	
合 計	¥ 1,206,693	

支出の部

項 目	金 額	備 考
講師謝金・交通費	¥ 50,000	全私教協大会（九州）分科会講師の交通費は前年度に出費済み
事務局運営費	¥ 74,000	会場費・代表世話人校諸経費
通信費	¥ 120,000	
交通費	¥ 30,000	
コピー費	¥ 25,000	
アルバイト謝金	¥ 150,000	週半日程度、発送業務等
印刷費	¥ 350,000	東海教師教育研究20号
消耗品費	¥ 15,000	
活動費	¥ 80,000	
予備費	¥ 312,693	
合 計	¥ 1,206,693	

2004年度 事業計画

	会 合	事 務・広 報
4月		
5月	2004年度総会・第1回定例研究会 (教育実習問題)・第1回世話人会 (全私教協総会、明治学院 5/24・25)	会員校名簿の更新
6月		会費請求 東海教師教育研究20号原稿締切
7月	第2回定例研究会 第2回世話人会	ニュースレター第1号発行
8月		(全私教協大会報告等)
9月		
10月		東海教師教育研究20号発行
11月	第3回世話人会	ニュースレター第2号発行
12月	第3回定例研究会(採用問題) 第4回世話人会	(研究会報告等)
1月		ニュースレター第3号発行
2月		(教員の資質向上協議会報告等)
3月	第5回世話人会	
	(5月 2005年度総会)	

2004年度 会員校名簿

大学の部 (五十音順 全：全私教協加盟校 ◇：地区外会員校)

	大 学 名	〒	住 所	電 話
全	愛知大学	441-8522	豊橋市町畑町1-1	0532-47-4117
	愛知学院大学	470-0195	日進市岩崎町阿良池12	0561-73-1111
	愛知学泉大学	444-8520	岡崎市舳越町上川成28	0564-34-1212
全	愛知淑徳大学	480-1197	愛知県愛知郡長久手町長湫片平	0561-62-4111
全	朝日大学	501-0296	岐阜県穂積市穂積1851-1	058-329-1079
全◇	金沢学院大学	920-1392	金沢市末町10	076-229-8874
全	岐阜経済大学	503-8550	岐阜県大垣市北方町5-50	0584-77-3516
	岐阜女子大学	501-2592	岐阜県岐阜市太郎丸80	058-229-2211
全	金城学院大学	463-8521	名古屋市守山区大森2-1723	052-798-0180
全	皇學館大学	516-8555	三重県伊勢市神田久志本町1704	0596-22-0201
全	椙山女学園大学	464-8662	名古屋市千種区星ヶ丘元町17-3	052-781-1186
全	大同工業大学	457-8530	名古屋市南区大同町2-21	052-611-0513
全	中京大学	466-8666	名古屋市昭和区八事本町101-2	052-835-7111
全	中京女子大学	474-0011	大府市横根町名高山55	0562-46-1291
	中部学院大学	501-3993	関市倉知向山4909-3	0575-24-2211
全	東海女子大学	504-8511	岐阜県各務原市那加桐野町5-68	0583-89-2200
	同朋大学	453-8540	名古屋市中村区稲葉地町7-1	052-411-1111
全	名古屋音楽大学	453-8540	名古屋市中村区稲葉地町7-1	052-411-1111
全	名古屋外国語大学	470-0197	日進市岩崎町竹の山57	0561-74-1111
全	名古屋学院大学	480-1298	瀬戸市上品野町1350	0561-42-0333
	名古屋経済大学	484-8504	犬山市字内久保61-1	0568-67-0511
全	名古屋芸術大学	481-8503	西春日井郡師勝町熊之庄古井280	0568-24-0315
	名古屋産業大学	488-8711	尾張旭市新居町3255の5	0561-55-3076
	名古屋女子大学	468-8507	名古屋市天白区高宮町1302	052-852-1111
	名古屋造形芸術大学	485-8563	小牧市大草年上坂6004	0568-79-1174
全	南山大学	466-8673	名古屋市昭和区山里町18	052-832-3111

全	日本福祉大学	470-3295	知多郡美浜町奥田	0569-87-2211
	人間環境大学	444-3505	岡崎市本宿町上三本松6の2	0564-48-7811
全	三重中京大学	515-8511	三重県松阪市久保町1846	0598-29-1122
全	名城大学	468-8502	名古屋市天白区塩釜口1-501	052-832-1151

短期大学の部（五十音順）

大 学 名	〒	住 所	電 話
愛知みずほ大学短期大学部	467-0867	名古屋市瑞穂区春敲町2-13	052-882-1815
愛知江南短期大学	483-8086	江南市高屋町大松原172	0587-55-6165
岡崎女子短期大学	444-0015	岡崎市中町1-8-4	0564-22-1295
鈴鹿国際大学短期大学部	513-8520	三重県鈴鹿市庄野町1250	0593-78-1020
中京短期大学	509-6192	岐阜県瑞浪市土岐町2216	0572-68-4555
東海女子短期大学	504-8504	各務原市那加桐野町2	0583-82-1148
名古屋学芸大学短期大学部	470-0131	愛知郡日進町岩崎竹ノ山57	0561-73-4111
名古屋短期大学	470-1193	豊明市栄町武待48	0562-97-1306
名古屋芸術大学短期大学部	481-8504	西春日井郡師勝町熊の庄古井281	0568-24-0321
名古屋造形芸術短大	485-8563	小牧市大草年上坂6004	0568-79-1111
南山短期大学	466-0833	名古屋市昭和区隼人町19	052-832-6211

会員校数

大学 30校 うち全私教協加盟20校

短大 11校

合計 41校

2004年度 東海私教懇世話人・全私教協役員名簿

名 前	所属（役割分担）	勤務先電話	E-mail・勤務先FAX
宇田 光☆	南山大学 （東海教師教育研究編集長）	0561-89-2000	uda@nanzan-u.ac.jp 0561-89-2015（総合政策学部）
内田 晩穂	東海女子大学（全私教協WG 免許事務検討委員）	0583-89-2200	kuchida@hm.tokaijoshi-u.ac.jp
太田 明☆	愛知大学（世話人代表・ 全私教協運営委員）	05613-6-1111	ota@aichi-u.ac.jp 05613-6-5553
小栗 正彦☆	愛知淑徳大学 （全私教協代議員）	0561-62-4111	0561-63-1844
亀谷 和史☆	日本福祉大学 （資質向上委員 補）	0569-87-2211	kame@n-fukushi.ac.jp 0569-87-1690
酒井 博世☆	名城大学 （全私教協代議員）	052-832-1151	hsake@ccmfs.meijo-u.ac.jp
杉江 修治☆	中京大学 （全私教協編集）	052-835-7111	sugie-sh@cac-net.ne.jp
田子 健☆	南山大学 （全私教協政策WG）	052-832-3111	tago@nanzan-u.ac.jp 052-832-3925
長谷川元洋☆	金城学院大学 （資質向上委員）	052-798-0180	ghase@kinjo-u.ac.jp
宮川 充司☆	椙山女学園大学 （全私教協運営委員代行）	052-781-1186	miyakawa@sugiyama-u.ac.jp
高橋 正司☆	岐阜女子大学	0582-29-2211	masat@gijodai.ac.jp 0582-29-2222
横井 一之☆	鈴鹿国際大学短期大学部	0593-78-1020	
渡 昌弘	人間環境大学（会計監査）	0564-48-7811	

備考 ☆印は東海私教懇世話人。名前のあいうえお順で表示。

WGはワーキンググループ。（データベースWG, 政策WG, 免許事務WG。）

利用方法：tkskk@virgo.aichi-u.ac.jp宛にメールを送信すると、世話人全員に送信されます。

東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会規約

1979年 4 月27日

1981年 4 月25日（一部改訂）

1982年 4 月26日（一部改訂）

1983年10月 6 日（一部改訂）

1984年 4 月28日（一部改訂）

1989年 5 月13日（一部改訂）

1990年 4 月28日（一部改訂）

2002年 5 月11日（一部改訂）

（名 称）

第1条 本会は、「東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会」と称する。

（目 的）

第2条 本会は東海地区私立大学・私立短期大学の教職課程に関する研究活動を推進し、あわせて情報交換・連絡協議することによって、その充実を図ることを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

1. 私立大学における教員養成についての研究
2. 私立大学における教職課程についての情報交換・連絡協議
3. 私立大学における教職課程、特に実習などについての研究・協議
4. 私立大学における開放制教員養成の重要性について、認識を深めるための情宜活動
5. その他、本会の目的達成のために必要な事業

（会 員）

第4条 本会は、教職課程を設置している東海地区私立大学・私立短期大学をもって組織する。ただし、本会に加盟していない大学において、教職課程を担当する教員は、その所属する大学が会員となるまでの期間、有志会員として本会に加盟することができる。

（機 関）

第5条 本会につぎの機関をおく。

1. 総 会
2. 世話人校および代表世話人校それぞれ若干
3. 事 務 局
4. 会 計
5. 会計監査 2名

(役員選出)

第6条 世話人校・代表世話人校および会計監査は総会で選出する。

任期はそれぞれ2年とする。

事務局は、代表世話人校の一つにおく。

(会 費)

第7条 会員校は1校につき年額18,000円を会費として納入する。有志会員の会費は年額1
口5,000円とする。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年定期総会から翌年の定期総会までとする。

(全国協との関係)

第9条 本会加盟校のうち、全国私大教職課程研究連絡協議会に加盟する大学で、東海地区
私大教職課程研究連絡協議会を構成する。同協議会事務局は当分の間、本会事務局が
兼務する。

(規約改正)

第10条 本会の規約改正は、総会出席会員校の過半数の同意を必要とする。

付 則 この規約は、昭和54年4月27日から実施する

<執筆者紹介>

長谷川 元 洋	金城学院大学現代文化学部助教授
笠 井 尚	中部大学国際関係学部助教授
宮 川 充 司	椋山女学園大学国際コミュニケーション学部・文学部教授
太 田 明	愛知大学法学部教授
杉 江 修 治	中京大学教養部教授
渡 辺 正	愛知大学文学部教授

<編集後記>

かなり遅れましたが、東海教師教育研究の20号を刊行することができました。年末、あるいは年度末のお忙しい時期に、ご執筆いただきました皆さま、ご協力ありがとうございました。

第1号の刊行以来、本誌は東海私教懇の活動状況を、お知らせしてきました。東海私教懇加盟校はもちろん、全国私立大学教職課程研究連絡協議会（全私教協）の加盟校にも、広く配布されてきました。つまり、実態としては東海地区に限らず、広く全国の教師教育関係者に読まれてきたわけです。そして、東海教師教育研究という名称に変更後、教師教育に関する研究発表の場としても、その役割を果たしてきたものと考えています。

第20号を記念して、愛知大学の渡辺正先生に、巻頭のお言葉をご執筆いただきました。言うまでもなく、渡辺先生は、東海私教懇の発足当初に世話人代表としてご活躍されました功労者の一人です。重ねて御礼申し上げます。

東海教師教育研究 第20号

2005年5月31日 発行 (会員配布)

編集 「東海教師教育研究」編集委員会

発行 東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会
代表世話人大学 愛知大学

事務局：〒468-0296 愛知県西加茂郡三好町黒笹370
愛知大学 名古屋校舎 太田研究室内
URL:<http://virgo.aichi-u.ac.jp/~tkskk/>
e-mail:ota@vega.aichi-u.ac.jp
TEL (0561) 36-1111(代) FAX (0561) 36-5553

印刷 (有)一粒社 〒475-0837 半田市有楽町7-148-1
TEL (0569) 21-2130
